副本

平成３０年（行コ）第３５号　石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件
控 訴 人　　岩下和雄　ほか１０５名
被控訴人　　国

答　弁　書

平成３０年１２月５日

福岡高等裁判所第４民事部ト係　御中

被控訴人指定代理人
〒８１０－８５１３　福岡市中央区舞鶴三丁目５番２５号
福岡法務局訟務部（送達場所）
（電　話　０９２－７２１－４５７８）
（ＦＡＸ　０９２－７３５－１５８９）

部　　付　石　井　崇　史
部　　付　堀　田　佳　輝
訟　務　官　岡　田　佳　子
訟　務　官　後　藤　英　司
法　務　事　務　官　新嘉喜　まり子

〒８１２－００１３　福岡市博多区博多駅東二丁目１０番７号福岡第二合同庁舎
国土交通省九州地方整備局建政部

建　政　部　長　井　浦　義　典

事業認定調整官　渡邉雅彦

計画管理課長　紙谷晴子

計画管理課長補佐　森本伸一

計画調整第二係長　前田智明

第１　控訴の趣旨に対する答弁 ―――――――――――――――――――――――――――――――――8
第２　はじめに ―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――8
第３　一部の控訴人らの訴えを却下した原判決は，正当であること ―――――――8
　１　控訴人らの主張 ……8
　２　前記１(1)及び(2)に掲記の控訴人らは原告適格を有しないこと ……9
　３　結論 ……１２
第４　利水事業としての本件事業に必要性が認められ，本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られるべき利益があるとした原判決の判断は，正当であること ―――――――――――――――――――――――――――――――――１２
　１　平成２４年水需要予測が，客観的にみて，社会通念に著しく反した極めて非常識で不合理なものである旨の控訴人らの主張は，失当であること ……１２
　２　過去の予測の問題点について述べる控訴人らの主張は，失当であること ----------１６
　３　平成２４年水需要予測における各予測に関する控訴人らの主張は，いずれも失当であること ……１９
　(1) 生活用水について ----------１９
　　ア　「原判決の事実誤認①～原判決は佐世保市が立てた恣意的な仮説を追認しているにすぎないこと」（控訴理由書（その１）第４の１(3)・２９及び３０ページ）に対する反論 ----------１９
　　イ　「原判決は設計指針の理解につき重大な見落としをしていること」（控訴理由書（その１）第４の１(4)・３０ないし３４ページ）に対する反論 ----------２２
　　ウ　「原判決は平成２４年度予測で示されている統計手法の相関関係について判断を見落としていること」（控訴理由書（その１）第４の１(5)・３４ないし３６ページ）に対する反論 ----------２４
　　エ　「原判決の事実誤認②～生活用水使用量に関する実績に関して原判決は

判断を誤っていること」（控訴理由書（その１）第４の１(6)・３６ないし３８ページ）に対する反論 ----------２６
オ 「水道料金の値上げについて」（控訴理由書（その１）第４の１(7)３８及び３９ページ）に対する反論 ----------２７
(2) 業務・営業用水について ----------２９
ア 小口需要について ----------２９
(ｱ) 「①設計指針に『観光客数』が列挙されている点について」から「給水人口との相関関係による需要予測が意味のないものだという点について」（控訴理由書（その１）第４の２(1)イ(ｱ)ないし(ｴ)・４１ないし４８ページ）に対する反論 ----------２９
(ｲ) 「ハウステンボスの分類変更が需要予測の合理性に影響しないという点について」（控訴理由書（その１）第４の２(1)イ(ｵ)・４８及び４９ページ）に対する反論 ----------３２
イ 大口需要について ----------３４
(3) 工場用水について ----------３６
ア 大口需要について ----------３６
イ 小口需要について ----------３８
(4) 中水道について ----------３９
(5) 負荷率について ----------４０
(6) 安全率（利用量率）について ----------４１
ア 控訴人らの主張 ----------４１
イ 平成２４年水需要予測における安全率（利用量率）の設定が適切なものであると認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないこと ----------４１
4 佐世保市の保有水源についての控訴人らの主張は，失当であること ４２
(1) はじめに ----------４２

(2) 「佐世保市，被告，原判決の論理は，後付けでしかないこと」（控訴理由書（その１）第５の３・８５ないし８７ページ）に対する反論 ------４３
(3) 「許可水利権との関係」（控訴理由書（その１）第５の４(3)・８８ないし９１ページ）に対する反論 ----------４４
(4) 控訴人らの求釈明に対する回答 ----------４５
５ まとめ ……４７
第５ 治水事業としての本件事業に必要性が認められ，起業地が本件事業の用に供されることによって得られるべき利益があるとした原判決の判断は正当であること ----------４８
１ 原判決は本件事業において河川管理者に事実上無制限の裁量権の行使を認めたことになる，とする控訴人らの主張は誤りであること ……４８
２ 原判決は争点である本件事業の要件充足性について判断せず，当然に考慮すべき事情を看過した，とする控訴人らの主張は誤っていること ……５０
３ 長崎県評価指標が技術基準等資料に基づき適正に定められたものであり，これに基づき定められた計画規模が適正であること ……５２
(1) 長崎県評価指標は適正に定められたものであり，川棚川の計画規模を１／１００と判断したことは何ら不合理ではないこと ----------５２
(2) 過去の洪水被害等をも考慮した上で川棚川の計画規模を１／１００と設定したことが適正であること ----------５６
(3) 長崎県評価指標は工実の手引き等を踏まえて適正に策定されたものであり，長崎県知事の合理的な裁量権行使の範囲内であること ----------６０
(4) 長崎県評価指標の評価項目である想定氾濫区域を算出するに当たり，昭和５０年当時の河道状況を用いたことは適正であること ----------６２
(5) 小括 ----------６５
４ 川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画における基本高水のピーク流量は，技術基準等に基づき，適切な資料を基に検討した上で適正に設定されているこ

と ……66
(1) 対象降雨の選定は適切に行われており，洪水到達時間を３時間と設定したことは合理的であり，１時間あたりの雨量（降雨強度）の年超過確率を検討する必要はないこと ----------66
(2) 長崎県が想定する基本高水のピーク流量１４００立方メートル／秒となる降雨が生ずる確率は５００年から１０００年に一度であるとする控訴人らの主張は理由がないこと ----------72
(3) 川棚川水系基本方針に基づき，将来的には石木川合流点より上流部についても計画規模１／１００で整備することとしていること ----------73
５ 川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画において計画高水位が適正に設定されており，堤防の余裕高を１メートルと設定したことが適正であること ……74
６ 計画高水を決定する過程で治水代替案について適切に検討していること ……78
７ 長崎県は川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画を策定するに当たり，過去の洪水の原因分析を適切に行ったこと ……79
第６ 費用便益比（Ｂ／Ｃ）について ----------81
１ 費用便益比は公共事業評価における評価要素であり，事業認定処分の法２０条３号該当性判断においては１つの判断資料にとどまること ……81
２ 平成２５年になされた本件事業認定処分の適否を判断するに当たり，平成２７年度に実施された長崎県公共事業評価を判断資料とせずに適法である旨判断した原判決に誤りはないこと ……82
第７ 本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られる公共の利益は，これによって失われる利益よりも優越していると認められること ----------84
１ 控訴人らの主張 ……84
２ 被控訴人の主張 ……84

(1) 公共用地の取得に伴う損失補償の対象となるのは個人の所有権等の財産的価値そのものであり，控訴人らの主張する「包括的生活基盤」なる利益が含まれるものではないこと ----------８４
(2) 本件起業地が本件事業の用に供されることにより得られる公共の利益が，これにより失われる利益に優越すると認められること ----------８７
第８　結語 ----------８８

第１　控訴の趣旨に対する答弁

１　本件控訴をいずれも棄却する。

２　控訴費用は控訴人らの負担とする。

第２　はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は，原審における答弁書及び被告準備書面で述べたとおりであり，これと同旨の原判決は正当であって，控訴人らの主張はいずれも失当である。

以下，控訴理由書（その１），控訴理由書（その２）及び控訴理由書その３における控訴人らの主張及び求釈明に対し，必要と認める範囲で反論ないし回答する。

なお，略語については，原審における答弁書及び被告準備書面の例による。

第３　一部の控訴人らの訴えを却下した原判決は，正当であること

１　控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，後記(1)及び(2)の控訴人らについて，本件事業認定の取消しを求めるにつき法律上の利益（行訴法９条１項）を有するということはできないとして（原判決６０ないし６３ページ），原告適格を否定し，同人らの訴えを却下したことに対し，①後記(1)の控訴人らにつき，土地収用法５条からすれば，法の目的には，土地の居住権者を含む所有権者以外の者の利益の調整を図ることも含まれているところ，実際，本件起業地内の土地に住んでいる者は，事業認定によってその土地建物に居住し続けることができなくなるのであるし，控訴人らが主張しているこうばるにおける生活・歴史・文化・コミュニティーを享受するという自らの権利利益を直接侵害される者であるから，本件起業地内に居住している者には，家屋の所有権又は居住権を有する者として原告適格が認められ，また，②後記(2)の控訴人らにつき，起業地内の

土地建物について所有権を有さず，かつ，居住権を有していない者であっても，起業地内の土地の所有権者の推定相続人であって起業地内の土地で生まれ育ち当該土地をふるさととして特別の関係を有している者は，起業地内に人格権というべき生活上の利益を有しており，事業認定の取消しを認める法律上の利益を有する者に当たるのであって，具体的には，当該起業地内で生まれ育ちそこをふるさととして個人の人格を形成している者や，度々帰省して当該土地の強いつながりを有している者については，生活上特別の利益を有しているなどとして，原告適格が認められる旨主張する（控訴理由書その３）。

(1) 控訴人岩下すみ子，同岩下雄二，同岩下雅之，同岩本菊枝，同岩本伸吾，同岩永信子，同中川明，同中川芳美，同松本マツ，同松本愛美，同炭谷郁子，同炭谷広美，同石丸穂澄，同木本経子，同川原伸也，同川原恵美子，同中島眞理子，同中島渚及び同岩下久子（以上，控訴人らが，原審における原告ら準備書面１１第２の１及び２・３ページにおいて，起業地内に家屋の所有権又は居住権を有する者として，原告適格を有する旨主張した者）

(2) 控訴人岩下裕美，同縄本千穂，同川原美枝子，同岩下慎一郎，同甲斐久仁子及び同髙嶋奈津子（以上，控訴人らが，原審における原告ら準備書面１１第２の３・４ページにおいて，人格権に基づき原告適格が認められる旨主張した者）

２　前記１(1)及び(2)に掲記の控訴人らは原告適格を有しないこと

(1) 原審における答弁書第８の１(2)（９９及び１００ページ），原審における被告第９準備書面第２の１(2)（４ページ），同第１０準備書面第２の２(1)（４ページ）で述べたとおり，法は，憲法２９条３項の趣旨を受けて，「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り，もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的」として制定されたものであり（同法１条），起業地内に私有財産を有しない周辺居住者等の権利・利益を保護する趣旨，目的を有するものではないと解するほかはなく，同法が定める事業の認定の手

続も上記の観点から設けられたもので，起業地内に私有財産を有しない周辺居住者等の利益を保護する趣旨ではないと解すべきであるから（東京高裁平成２０年６月１９日判決。乙第１号証），起業地内の土地又は土地上の立木等について所有権その他の権利を有する者以外の第三者には，事業認定の取消しを求める法律上の利益はないといわざるを得ず，原告適格を認めることはできないというべきである（東京高裁平成２４年７月１９日判決・判例秘書登載）。

(2) 前記１(2)及び(3)に掲記の控訴人らは原告適格を有しないこと

ア　本件では，原審における被告第９準備書面第２の２（４ページ）で述べたとおり，前記１(1)で挙げた控訴人らについては，本件起業地内の不動産又は立木等について財産上の権利者であることについて，何ら主張・立証がされていない。また，前記１(2)で挙げた控訴人らについては，かかる権利者であるとは到底認められない。

なお，前記１(1)で挙げた控訴人らのうち，控訴人岩下雅之については，本件起業地内の家屋の所有権を有することが何ら立証がされていない。このことは，被控訴人が，原審における被告第１０準備書面第１の２（３ページ）で指摘したとおりであって，原判決も正当に判示する（原判決６２ページ）とおりである。

イ(ｱ) 控訴人らは，前記１の①及び②のとおり，原告適格についてるる主張する。

(ｲ) しかし，上記①の主張に係る控訴人ら（前記１(1)の控訴人ら）についてみると，原審における被告第１０準備書面第２の２(2)（４及び５ページ）で述べたとおり，上記控訴人らは，その家族であるという本件起業地内の土地建物の所有権者に従属してその下で占有している者にすぎず，所有権者との間に，当該土地建物の使用貸借契約等に基づき，財産法上の権利義務関係が成立しているなどとして，所有権者から独立し

た個別の権利を観念する実益は認められない。

そうすると，上記控訴人らは，その主張を前提にしても，本件起業地内の土地又は土地内の立木等について財産上の権利を有する者ではないから，本件事業認定の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」（行訴法９条１項）に該当しない。

この点について，原判決が，「原告居住者ら（引用者注：前記１(1)の控訴人ら。以下同じ）が，本件事業により，本件起業地内にある建物に居住することができなくなることによって不利益を被ることは否定できないが，これらの不利益は，土地収用法上は原告所有者らの損失に含めて評価されるものであり，別個独立に補償を受けるべき正当な利益を有していると評価することはできない。」（原判決６２ページ），「原告居住者らの居住の利益は，建物に関するものであるところ，法５条１項１号は，土地に関する権利についての収用又は使用を定めたものであり，建物に関する権利について定めたものではないと解するのが相当であ」る（原判決６２及び６３ページ）と判示しているのは，正当である。

(ｳ) また，上記②の主張に係る控訴人らについてみると，原判決が，「法（引用者注：土地収用法。以下，原判決の引用部分において同じ）第６章第１節の規定による補償の対象となる損失は財産権に限られるものであることや（憲法２９条３項参照），法８条３項ただし書が権利の承継を想定していることからすれば，法８条３項にいう『所有権以外の権利』とは，物権及び債権等の財産権を指すことが明らかであり，人格権又はこれに類する権利がこれに当たるということはできない。」（原判決６３ページ）と判示しているとおりであって，原審における被告第１０準備書面第２の２(3)（５ページ）で述べたとおり，上記控訴人らは，本件起業地内の土地又は土地内の立木等について財産上の権利を有する者ではない以上，上記の「法律上の利益を有する者」に該当しない。

(ｴ) 以上のとおり，控訴人らの上記の各主張は，いずれも独自の見解であり，採用できないというべきである。

ウ　したがって，前記１(1)及び(2)で挙げた控訴人らは，本件事業認定の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」（行訴法９条１項）に該当しないから，原告適格を有しない。

３　結論

よって，前記１(1)及び(2)で挙げた控訴人らの訴えを却下した原判決は，正当である。

第４　利水事業としての本件事業に必要性が認められ，本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られるべき利益があるとした原判決の判断は，正当であること

１　平成２４年水需要予測が，客観的にみて，社会通念に著しく反した極めて非常識で不合理なものである旨の控訴人らの主張は，失当であること

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは，佐世保市がこれまでに行った平成２４年水需要予測を含む過去６回の水需要予測が，いずれも，従前の実績値と大きく異なる予測をするなど，同様の傾向の予測となっており，しかも，その後の実績値と大きくかい離していることから，上記の各水需要予測に合理性がなく，裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものであることは明らかである旨主張する。

また，控訴人らは，上記の各水需要予測が，前回予測までの予測値と実績値のかい離を検証せず，手法について「合理的な修正」をすることなく，むしろ「不合理な修正」をして，全く同じようなかい離をする予測を立て，全く同じだけの「石木ダム開発容量」が必要となる予測となり，その結果，前回よりも更にかい離するような予測を立てているのであり，これは正しく，「欲しい予測値を得るために予測をしている」のであり，その細かな内容を

見るまでもなく，社会通念に著しく反したきわめて非常識で不合理な，裁量の範囲を逸脱又は濫用した予測であることは推定される旨主張する（以上につき，控訴理由書（その１）第２の２・１２ないし２１ページ)。

そして，控訴人らは，上記のとおり不合理な平成２４年水需要予測の違法性を認めなかった原判決は誤りであり，これは，平成２４年水需要予測より前の水需要予測の問題点を完全に無視したためである旨主張する（控訴理由書（その１）第２の３・２１及び２２ページ)。

(2) 控訴人らの上記主張は，前提において誤っており，失当であること

ア　水需要予測の数値とその後の実績値とのかい離をもって，平成２４年水需要予測が違法であるということはできないこと

(ア) 原審における被告最終準備書面第３の１(3)イ（１７ないし１９ページ）で述べたとおり，水道施設整備における水需要予測は，一時的な変動のみによることなく，長期的かつ先行的な観点から，将来の社会の発展にも対応することができるようなものであることが求められる。また，岐阜地方裁判所平成１５年１２月２６日判決（判例時報１８５８号１９ページ）においても，「水使用の状況に構造的変化が発生しているとみるべき明確な根拠が得られている場合ではない限り，短期間の動向だけではなく，長期における傾向を踏まえて将来の推計を行うことが必要である。」と判示されており，水需要予測が実績とかい離しているからといって，同予測に関する判断について，直ちに裁量権の逸脱・濫用があると評価されるものではない。

(イ) 付言すると，水需要予測の数値は負荷率及び安全率を考慮して算定されているところ，負荷率及び安全率は，リスク管理の観点から，将来の安定性・安全性を見込んで設定されるものであるため，特段の事情がない限りは，実績値が水需要予測の数値を下回るのは十分に想定されることである。逆に，水需要予測の数値と同程度の水量を使用した実績があ

れば，それは水道供給能力の余力がないことを意味し，リスク管理の観点から不安があることとなるから，そのような水需要予測は不適切なものとなる（なお，平成２７年度においては，想定外の寒波災害により，佐世保市内で，個人所有の給水管の凍結による破裂が相次ぎ，大量の宅内漏水が発生したため，負荷率が７０パーセントを下回り，予測値を上回る一日最大給水量を記録している〔乙Ｂ第３４号証の１，乙Ｂ第３４号証の２*1〕。このことは，将来の安定性・安全性を見込んで負荷率を設定していても，非常事態の発生により予測値を上回る水量が必要になる場合があることを示している。）。

また，水需要予測は，計画取水量，すなわち，将来の安定供給を確保する上で必要となる水源施設の能力規模を算定するものであるのに対し，実績値は，佐世保市が現在保有している水源施設の能力の範囲内においてのみ記録されるものである。このことからも，特段の事情がない限りは，実績値が水需要予測の数値を下回るのは十分に想定されることである。

さらに，水需要の過去実績値は，人口減少のほか，渇水，リーマンショックによる経済不況等の影響もあり，減少しているものの，水需要予測は，安定供給の実現を前提に，非常時の対応を含めた施設能力規模を意味するものである。安定供給の実現のためには，渇水を繰り返す前提での予測は不適切であり，また，リーマンショックによる経済の低迷が

---

*1　平成２７年度の負荷率は，一日平均給水量７万９９６４立方メートル÷一日最大給水量１２万６２５１立方メートル＝０．６３３３７…（約６３パーセント）である。なお，同号証の「２　配水状況」の「無効水量」の「漏水量等」欄に記載の数値は，個人所有の給水管に配水が届く前に漏水した水量を示しており，個人所有の給水管に配水が届いた後に漏水した水量は含まれていない。

恒久的には続かず，一定の経済回復があった場合にも水源不足とならないような予測をする必要がある。

(ｳ) 以上から，水需要予測の数値とその後の実績値とのかい離をもって，平成２４年水需要予測が違法であるということはできない。

この点については，原判決も，「非常時を見据えた需要量を予測する必要がある以上，結果として想定した非常事態が発生しなかった場合に実績値が予測値を下回ることは当然に想定され，事後的にみた実績値が予測値を下回っていたとしても，このことが直ちに水需要予測が合理性を欠くことを意味するものとはいえない。」（原判決９６ページ）と正当に判示しているところである。

イ　仮に，過去の水需要予測に何らかの問題点があるとしても，それをもって，平成２４年水需要予測が不合理であり，違法であるということはできないこと

原審における被告最終準備書面第３の１(3)ア(ｳ)（１６ページ）で述べたとおり，事業認定に当たっては，認定庁は，当該事業認定の基礎となる資料の内容が適正であるか，水需要予測について言えば，当該事業認定当時の最新のものの内容が適正であるかを審査すれば足り，過去の水需要予測の内容との比較が必須となるわけではない。

この点については，原判決も，「処分行政庁は，法２０条３号に該当するか否かを審査するに当たり，その基礎となる水需要予測の客観的合理性を審査するものであり，かつそれで足りるものである」（原判決９５ページ）と正当に判示しているところである。

したがって，仮に，過去の水需要予測に何らかの問題点があるとしても，それをもって，平成２４年水需要予測が不合理であり，その手法を適切と認めた認定庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法であるということはできない。

ウ　小括

よって，控訴人らの上記主張は，水需要予測とその後の実績値とのかい離が，水需要予測の不合理性を基礎づけるものとしている点及び過去の水需要予測に問題点がある場合に，それをもって，平成２４年水需要予測が不合理であることが推定されるとする点で，前提を誤っており，失当である。

２　過去の予測の問題点について述べる控訴人らの主張は，失当であること

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，被控訴人において，佐世保市が過去の水需要予測から予測手法を変遷させた理由及びその合理性を常に立証することを必要とするものと解するのは相当でない旨（原判決９５ページ），水需要予測の手法が変遷しているという事実のみをもって，当該変遷後の水需要予測が不合理であることを推認させる事実であるということはできない旨（同ページ），水需要予測の合理性は客観的に判断されるべきものであって，佐世保市が石木ダムありきで予測をしているという主観的意図の有無は水需要予測の合理性を左右するものではないから，その点については判断を要しない旨（同９５及び９６ページ），事後的に見た実績値が予測値を下回っていたとしても，このことが直ちに水需要予測が合理性を欠くことを意味するものではない旨（同９６ページ）を判示したのに対し，原判決は過去の水需要予測の合理性について全く判断していないため，過去の水需要予測と違った手法を採用したことの問題点を看過している，佐世保市が「石木ダムありき」を前提に，それに合わせて数値を操作して予測をしてきたという控訴人らの主張が正しいならば，他事考慮により，違法であることは明らかである，予測値がその後の実績値とかい離していく状況は甚だしいものがあり，非常事態が生じなかったからという理由だけでは説明がつかないなどと論難し，控訴人らが原審で主張した過去の水需要予測の問題点について全く判断していない原判決

は誤りである旨主張する（控訴理由書（その１）第３・２２ないし２７ページ）。

(2) 過去の水需要予測から推計手法が変わったことをもって，又は仮に，過去の水需要予測に何らかの問題点があるとしても，それをもって，平成２４年水需要予測が不合理であり，違法であるということはできないこと

ア(ｱ) 原審における被告最終準備書面第３の１(3)ア（１４ないし１７ページ）で述べたとおり，水需要予測は，過去の水需要予測からの時点修正で対応することができる連続性を有するものではなく，過去の実績，現存する各計画，経済情勢や企業動向等の各要素に基づき，評価時点における最新の予測を行うものである。

そして，認定庁は，本件事業認定に当たっては，設計指針において，「推計手法の採用にあたっては幾つかの手法を比較検討し，より適したものを選定することが重要である」（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料１４５ページ）とされていることを踏まえ，本件事業認定時点の最新の知見である平成２４年水需要予測が適切に実施されていることを確認し，法２０条各号の要件に照らして判断したものである。そして，以下に述べるとおり，平成２４年水需要予測は，当時の各要素に基づいて行われた適切なものである。

(ｲ) 平成２４年水需要予測は，厚生労働省の国庫補助継続の要件である事業評価制度に従って行われたものである。

事業評価の実施については，厚生労働省の「水道施設整備事業の評価実施要領」（乙Ａ第１５号証５－４・５０及び５１ページ）において，「水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため，（中略）事業採択後一定期間を経過した事業を対象に，社会経済情勢の変化等を踏まえ，必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施する」，「再評価は，事業の概要，事業をめぐる社会経済情

勢等，事業の進捗状況，新技術の活用，コスト縮減及び代替案立案の可能性，費用対効果分析などを整理し，総合的に行い，対応方針を取りまとめる。」とされ，「水道施設整備国庫補助事業評価実施細目」（乙Ａ第１５号証５－４・５３ページ）において，「事業をめぐる社会経済情勢等」の検討項目として「[1] 当該事業に係る水需給の動向等」が示されている。また，「水道施設整備事業の評価実施要領等　解説と運用」（乙Ｂ第２４号証）において，「評価にあたっては，それぞれの事業ごとに地域性などがあり，すべて一律で評価の内容が決まるものでなく，それぞれの事業ごとに適切に判断されるものである。」とされている。

佐世保市は，これらに基づき，水道施設整備事業に係る当時の水需給の動向等を把握するために，平成２４年水需要予測を実施したものであり，このことからすれば，その手法が過去の水需要予測と異なるものになったのは，当然のことである。

また，水需要予測を含む水道施設の設計・計画における実務のガイドラインとして示されている設計指針（乙Ｂ第１号証）は，水需要予測の手法について，「推計に当たっては，社会・経済状況，地域特性，需要者ニーズを的確に反映させるため，各種推計手法を弾力的に運用し，実態に近い手法を採用する必要がある」としている（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料１５７ページ）。このことからも，水需要予測の手法については，過去に実施された手法に固定されることなく，その時点における社会経済情勢や地域特性等を反映させ，実態に近い予測とするために弾力的に運用されるべきものである。佐世保市は，かかる設計指針にのっとり，過去の水需要予測の手法にこだわることなく，当時において適切なものと判断した手法を用いて，平成２４年水需要予測を行ったものである。

(ｳ) なお，事業認定に当たっては，認定庁は，当該事業認定の基礎となる

資料の内容が適正であるか，水需要予測について言えば，当該事業認定当時の最新のものの内容が適正であるかを審査すれば足り，過去の水需要予測の内容との比較が必須となるわけではないことは，前記１(2)イ（１５ページ）で述べたとおりである。

したがって，本来，本件事業認定の適法性を判断するに当たって，過去の水需要予測の内容並びに手法の変化の有無及び変化の理由を明らかにする必要はないというべきであるが，佐世保市は，平成２４年水需要予測を行うに当たって，過去の実績を考慮しつつ，予測実施時点で現存する各計画，経済情勢，企業動向等の各要素に基づいて，その都度，改めて予測を行ったのであり，水需要予測の手法の変更は，考慮すべき各要素の内容が変化したことに伴い，必然的に生じたものである（証人田中４及び５ページ）から，過去の水需要予測から推計手法が変更されたことをもって，平成２４年水需要予測が不合理であるということはできないし，佐世保市が「石木ダムありき」を前提に，それに合わせて数値を操作して予測をしてきたとは認められない。

イ　また，前記１(2)イ（１５ページ）で述べたとおり，仮に，過去の水需要予測に何らかの問題点があるとしても，それをもって，平成２４年水需要予測が不合理であるとか，その手法が適切なものであると認めた認定庁の判断について裁量権の逸脱又は濫用があったなどということはできない。

ウ　よって，控訴人らの上記主張は，失当である。

３　平成２４年水需要予測における各予測に関する控訴人らの主張は，いずれも失当であること

(1) 生活用水について

ア　「原判決の事実誤認①～原判決は佐世保市が立てた恣意的な仮説を追認しているにすぎないこと」（控訴理由書（その１）第４の１(3)・２９及

び３０ページ）に対する反論

(ｱ) 控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「市（引用者注：佐世保市。以下，原判決の引用部分において同じ）は，佐世保地区の過去２０年間の生活用水量原単位を分析した結果，（中略）他都市と同様に節水機器の普及や社会情勢の変化という原単位の減少要因がありながら，なお原単位が渇水時を除いて増加傾向にあるのは，市民が，節水どころではなく，我慢をしており一般的な受忍限界を超えていたため，本来の値に向かって回復傾向になっているものと考察し，石木ダムの完成により渇水がなくなれば更に原単位が増加（回復）するものと予想した。」（原判決６６及び６７ページ）と判示したことに対し，「一般的な受忍限界」がどのような基準として設定されているのか，数値にすればどこが受忍限界なのか，客観的合理的に算出された受忍限界の数値と実際の使用実績にどのようなかい離があるのかについて，何ら証明されていないにもかかわらず，「市民が節水どころではなく我慢をしており一般的な受忍限界を超えていたため，本来の値に向かって回復傾向になっている」という佐世保市の恣意的な仮説を追認したものにすぎず，また，平成２４年水需要予測は石木ダムがない場合の水需要を予測することが目的であるにもかかわらず，「石木ダムの完成により渇水がなくなれば更に原単位が増加（回復）するものと予想した。」（原判決６７ページ）とするのは，結論の先取りにほかならない旨主張する（控訴理由書（その１）第４の１(3)・２９及び３０ページ）。

(ｲ) 一般的な受忍限界を超えているとの佐世保市の考察は，根拠があるものであり，また，佐世保市は，石木ダムの完成を考慮に入れて原単位の将来推計を行ったものではないこと

ａ　原審における被告最終準備書面第３の１(4)イ（２０ページ）で述

べたとおり，佐世保市は，平成２４年水需要予測の原単位の将来推計に当たって，最大連続４３時間の断水をするなど甚大な被害があった平成６年から平成７年にかけての大渇水の翌年から平成２３年までの１６年分の実績値を検討したところ，少雨による給水制限や節水対策のための広報等，何らかの渇水対策を行った年度は，前年度よりも原単位の数値が減少する傾向にあり，逆に渇水対策を実施していない年度は，前年度よりも原単位の数値が増加する傾向にあったことから，佐世保市の原単位は，全体として，渇水による制約を受けている傾向を確認することができた（乙Ｂ第５号証）。

これを踏まえて，佐世保市は，他都市と同様に節水機器の普及や社会情勢の変化という原単位の減少要因がありながら，なお原単位が渇水時を除いて増加傾向にあるのは，市民が，節水どころではなく，我慢をしており一般的な受忍限界を超えていたため，本来の値に向かって回復傾向になっているものと考察したものである（乙Ａ第１５号証２－４－２平成２４年水需要予測３６ページ）。

したがって，佐世保市の上記考察は根拠があるものであり，これを恣意的な仮説などとする控訴人らの主張は，失当である。

b　また，平成２４年水需要予測における原単位の将来推計の手法は，原審における被告最終準備書面第３の１(4)アないしウ（１９ないし２２ページ）で述べたとおりであり，佐世保市は，過去の実績の中で繰り返された渇水による給水制限が今後は繰り返されないような予測をすることで，安定供給の確保を実現しようとしたものであり，石木ダムの完成を考慮に入れて原単位の将来推計を行ったものではない（一般に供給量を超える需要が実現しない以上，控訴人らが主張するように渇水による給水制限を水需要予測の前提とする限り，水不足の地域はいつまでたっても水不足が解消しないことになる。）。

したがって，「石木ダムの完成により渇水がなくなれば更に原単位が増加（回復）するものと予想した。」とするのは，結論の先取りにほかならないなどとする控訴人らの上記主張は，失当である。

イ　「原判決は設計指針の理解につき重大な見落としをしていること」（控訴理由書（その１）第４の１(4)・３０ないし３４ページ）に対する反論

(ｱ) 控訴人らの主張

控訴人らは，設計指針は，水洗便所の普及，水使用機器の普及，水使用行動の変化，核家族化の進行等による増加要因，節水意識の高揚，節水機器の開発・普及等の減少要因が考えられ，これらの要因の使用量に与える影響は，各都市の特性により相違することから給水実績の分析や実態調査の結果を踏まえ，将来像や国や地方の総合計画に配慮して求めることや，過去の需要動向についての十分な調査分析を行うことを求めているところ，平成２４年水需要予測ではこのような設計指針に沿った検討がされていない旨主張する（控訴理由書（その１）第４の１(4)ア及びイ・３１及び３２ページ）。

(ｲ) 平成２４年水需要予測においては，生活用水の減少要因も考慮されており，設計指針に沿った算出がされていること

ａ　確かに，要因別分析（水使用に関連する要因に着目して，関連する社会経済要因の動きと連動させて推計する手法や，水量を構成する要因に分割する方法等の総称。原審における答弁書の脚注１３・６６ページ）による推計を行う場合は，原単位の変動に影響し得る様々な要因を調査・分析する必要がある。

ｂ　しかし，原審における被告最終準備書面第３の１(3)ア(ｳ)（１６ページ）で述べたとおり，佐世保市は，原単位について，平成１９年水需要予測では，過去の実績において，時系列傾向分析による相関関係が確認されなかったため，要因別分析による推計を行ったが，平成２

４年水需要予測では，平成１９年以降５か年の実績を加えたところ，時系列傾向分析で相関関係が確認されたこと（乙Ａ第１５号証２－４－２平成２４年水需要予測３７，３８及び４０ページ）から，時系列傾向分析を用いた分析を行った。

そして，同(4)イ及びウ（２０ないし２２ページ）で述べたとおり，佐世保市は，重回帰分析により，平成３６年を予測の終期として，渇水の影響が全くなくなった場合の上限値と，渇水の影響が続いた場合の下限値とを予測した上で，過去実績のうち，少雨による給水制限の影響がある平成１７年から平成１９年の傾向を排除して，平成６年から平成１６年及び平成２０年から平成２３年の傾向を採用し，時系列傾向分析を行った（乙Ａ第１５号証２－４－２平成２４年水需要予測３７ページ）。なお，過去の実績値の中には，節水機器の普及，生活様式の変化等により減少となったものも含まれており，佐世保市は，そうした様々な減少要因を含む過去実績値を用いて原単位を算出した上，これに減少傾向を見込んだ給水人口を乗じているのであるから，平成２４年水需要予測においては，明示されていなくても，生活用水の減少要因も考慮されていることになる（証人田中６及び７ページ）。

このような手法による時系列傾向分析を行った結果，目標年度である平成３６年度における予測値が，上記の重回帰分析による上限値と下限値のほぼ中間の２０７リットルとなった（合併地区等の１リットルを合わせた数字。乙Ａ第１５号証２－４－２平成２４年水需要予測３９ページ上表「佐世保統合」「Ｈ３６」欄）ことから，この数値を採用した。

以上のとおり，佐世保市は，渇水の影響の有無という増加ないし減少の要因を考慮して上限値と下限値を設定した上で，節水機器の普及，生活様式の変化等の減少要因をも考慮して原単位を推計している。

c　したがって，平成２４年水需要予測における原単位は，時系列傾向分析による推計を行う場合に必要な調査・分析に基づいて推計されたものといえ，このような手法が適切であると認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

ウ　「原判決は平成２４年度予測で示されている統計手法の相関関係について判断を見落としていること」（控訴理由書（その１）第４の１(5)・３４ないし３６ページ）に対する反論

(ｱ) 控訴人らの主張

控訴人らは，平成２４年水需要予測における生活用水についての佐世保市の予測手法について，①重回帰分析により設定した原単位の幅は，用いた変数について，なぜその変数に絞って検討することが適切なのかの説明はなく，節水機器の普及という設計指針で考慮が要求されている変数は含まれていないし，それを除外した理由も示されておらず，また，②１９３リットル／日と２０６リットル／日とで相関係数が同一であるにもかかわらず，前者を排除した合理的な理由が示されていないから，恣意的な結果ありきの予測であり，予測の判断過程には重大な誤りが存する旨主張する（控訴理由書（その１）第４の１(5)・３４ないし３６ページ）。

(ｲ) 生活用水に関する平成２４年水需要予測の手法が適切なものであると認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないこと

a　原審における被告最終準備書面第３の１(2)（１２ないし１４ページ）で述べたとおり，地方公共団体及び水道事業者としての責務（水道法２条１項，２条の２第１項，６条１項）の内容及び性質に照らすと，水道事業者としては，長期的な給水区域内の水道需要及び供給能力を合理的に予測した上，水道の計画的整備に関する施策を策定及び

実施して，水道事業を適正かつ能率的に運営し，水道を安定的に供給し，渇水によって住民の生活が極力影響を受けないよう努力する責務を負っており，前記施策の策定及び実施については，水道事業者の広範な裁量に委ねられていると解される。

また，水道法は，水道の計画的整備に関する施策の策定及び実施に当たって複数の要素を総合的に考慮すべきことを規定している。これは，水道の策定に当たっては，政策的，技術的見地からの判断が必要不可欠であり，高度に技術的かつ専門的事項を含むことから，水道事業者の広範な裁量に委ねる趣旨である。

したがって，水需要予測を含む水道の計画的整備の策定については，水道事業者の広範な裁量が認められることを前提とすべきである。

b　そして，佐世保市が，平成２４年水需要予測における生活用水の推計において，重回帰分析を行う際にどのような変数を考慮するかは，正に，高度に技術的かつ専門的な事項であるところ，佐世保市が実際に用いた変数（１戸当たり人数，６５歳以上人口，給水制限日数，渇水の有無。乙Ａ第１５号証２－４－２平成２４年水需要予測３７ページ）について，これらを用いることが佐世保市の裁量の範囲の逸脱又は濫用であるとうかがわせるような事情は見当たらない。

また，上記の推計において，佐世保市が原単位について時系列傾向分析を行った際に，節水機器の普及，生活様式の変化等の生活用水の減少要因も考慮されていることは，原審における被告最終準備書面第３の１(4)ウ（２２ページ），前記イ(ｲ)ｂ（２３ページ）で述べたとおりである。

さらに，佐世保市は，原審における被告最終準備書面第３の１(4)イ及びウ（２０ないし２２ページ），前記イ(ｲ)ｂ（２２ページ）で述べたとおり，原単位について，まず重回帰分析により上限値と下限

値を設定した上で，時系列傾向分析を行い，上記の上限値と下限値の間に収まる数値であったこと，及び過去の原単位が全体として渇水による制約を受けている傾向が確認されたこと（乙Ｂ第５号証）を踏まえて，過去の渇水からの回復傾向を適用した２０７リットルという数値を採用している。これは，佐世保市がその裁量の範囲内で恣意性を排除しつつ，技術的かつ専門的な評価ないし判断をしたものといえる。

c　したがって，生活用水に関する平成２４年水需要予測の手法が適切なものであると認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。控訴人らの上記主張は，水需要予測において，ほかにも採用し得る手法ないし数値が存在することをもって直ちに，実際に採用した手法及び数値が恣意的であると論難するものであって，水需要予測を含む水道の計画的整備の策定については，水道事業者の広範な裁量が認められることを考慮しない，独自の見解に基づくものであって，失当である。

エ　「原判決の事実誤認②～生活用水使用量に関する実績に関して原判決は判断を誤っていること」（控訴理由書（その１）第４の１(6)・３６ないし３８ページ）に対する反論

(ｱ) 控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「市が，渇水による給水制限（断水若しくは減圧）又はその予告等を実施したことがあること，これらの措置を実施した年の原単位は前年よりも減少する傾向にあることが認められ」る（原判決６８ページ）と判示したことに対し，給水制限は断水，減圧給水及び節水広報に分類されるところ，節水広報が実施された年のうち，平成９年及び平成１６年には生活用水使用量が前年を上回っているから，節水広報を行えば前年よりも使用量が減少するという傾向を認定するのは不正確であり，また，節水広報を行うことで前年よりも使用量が減少し

たとしても，それが佐世保市民の受忍限度を超えているとの結論を導くのは飛躍がすぎ，不合理である旨主張する（控訴理由書（その１）第４の１(6)イ・３７及び３８ページ）。

(ｲ) 佐世保市が，渇水による給水制限又はその予告等の措置を実施した年の原単位は，前年より減少する傾向にあること等

ａ　しかし，乙Ａ第４号証３－４（２及び３ページ）のとおり，佐世保市は，平成６年から平成２０年までの間，平成１２年，平成１３年，平成１４年及び平成１８年を除いて，何らかの渇水対策を実施している。そのうち，断水，減圧給水又は節水広報を実施したのは，平成６年，平成７年，平成９年，平成１０年，平成１１年，平成１７年及び平成１９年であるが，これらのうち，平成９年（１年間）を除いた年（６年間）は，いずれも，前年より原単位が減少している（乙Ａ第１５号証２－４－２平成２４年水需要予測４０ページの「実績」欄）。

このことからすれば，原判決の判示するとおり，佐世保市が，渇水による給水制限（断水若しくは減圧）又はその予告等の措置を実施した年の原単位は，７年間のうち６年間は前年よりも減少しており，かかる傾向にあることが認められるといえる。

ｂ　また，上記のような傾向が認められること等から，佐世保市民が一般的な受忍限界を超えているとの佐世保市の考察が根拠のあるものであることは，前記ア(ｲ) ａ（２０ページ）で述べたとおりである。

ｃ　したがって，前記(ｱ)の原判決の判示は正当であり，これを論難する控訴人らの主張は，失当である。

オ　「水道料金の値上げについて」（控訴理由書（その１）第４の１(7)３８及び３９ページ）に対する反論

(ｱ) 控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「水道法上，水道料金は水道事業全体の収支

状況に基づいて算定されるものであること（同法１４条２項１号，同法施行規則１２条1号），証拠（乙Ｂ８の３）によれば，石木ダム建設費用のうち企業債の返済に係る費用は現行の水道料金に含まれていることから，石木ダムの完成が直ちに水道料金の値上がりを意味するものではないといえる。」（原判決６９ページ）と判示したことに対し，乙Ｂ第８号証の３の議論は，本件事業により水道料金が値上げされることは間違いないが，それをどの程度抑えるかについて，佐世保市としては鋭意検討中であるという内容でしかなく，また，原判決が引用する部分（乙Ｂ第８号証の３最終ページ赤枠部分）も，その前後の文章を読めば明らかであるが，「石木ダム事業関連費全てを水道料金に転嫁させるわけではない」というものであり，「一切値上げされることはない」というものではない旨主張する（控訴理由書（その１）第４の１(7)・３８及び３９ページ）。

(ｲ) 水道料金の決定方法等に照らして，原判決の判示は，正当であること

a　原審における被告第１準備書面第３の１(5)（１２及び１３ページ）で述べたとおり，水道料金については，法令上，「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」（水道法１４条２項１号）及び「おおむね３年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」（水道法施行規則１２条１号）が要件とされており，水道事業全体の収支状況をもって算定されるものである。

そして，水道事業は，通常の浄水から配水までの水運用に係る事業のほか，施設の維持・修繕，老朽施設の更新，漏水対策など様々な事業を含むものであり，石木ダム建設の経費は水道事業全体の経費の一部であって，水道事業全体の中で，石木ダム建設の経費も含めて収支バランスの調整が行われる。さらに，水道料金は，自己資金の有効活

用，起債制度の活用による負担の長期平準化，国庫補助や一般会計からの繰入れによる財源確保等の調整を行った上で決定される。そのため，石木ダム建設によって直ちに水道料金が値上げになるわけではない。なお，平成２６年３月，同年９月及び平成２７年１２月の佐世保市議会の定例会においても，同様の答弁がされている（乙Ｂ第８号証の１ないし４）。

b　以上と同旨の前記(ｱ)の原判決の判示は，正当である。

(2) 業務・営業用水について

ア　小口需要について

(ｱ)「①設計指針に『観光客数』が列挙されている点について」から「給水人口との相関関係による需要予測が意味のないものだという点について」（控訴理由書（その１）第４の２(1)イ(ｱ)ないし(ｴ)・４１ないし４８ページ）に対する反論

a　控訴人らの主張

控訴人らは，業務営業用水の小口需要について，①設計指針にある説明変数のどれを採用するかについての行政の裁量は，全くの自由裁量ではなく，過去の需要実績や以前の予測手法，将来の人口推計等に照らして，相当の相関関係があるものを採用しなければならない制限付きの裁量であるはずであるが，佐世保市が，平成２４年水需要予測において，設計指針で示されている多数の説明変数のうちの一つにすぎず，業務営業用水の小口需要との相関関係が０．６８と低い観光客数を用いて水需要予測を行ったことは，裁量権の逸脱又は濫用に当たる（控訴理由書（その１）第４の２(1)イ(ｱ)及び(ｲ)・４１ないし４４ページ），②原判決が，「そもそも業務営業用水には様々な業態の需要先が含まれており，予測には困難が伴う」（原判決７２ページ）と判示したことは，佐世保市が客観的根拠に乏しい予測を立てたとし

ても，採用した説明変数と一定の相関さえあればその予測は不合理とまではいえないという判断を下すための自己弁解にすぎない（控訴理由書（その１）イ(ｳ)・４４及び４５ページ），③業務営業用水との相関関係が観光客数よりも高い給水人口を説明変数として用いれば，仮に観光客数が一定程度増加したとしても，業務営業用水の小口需要は減少していくという傾向が明らかに予測できるにもかかわらず，給水人口ではなく観光客数を説明変数として用いた平成２４年水需要予測について，裁量を逸脱する不合理なものであるということはできないとした原判決の判断は誤りである（同(ｴ)・４５ないし４８ページ）などと主張する。

b　平成２４年水需要予測における業務営業用水の小口需要において，説明変数として観光客数を用いたこと，及び説明変数として給水人口を用いないことは，設計指針に沿うものであること

(a) 原判決（６５及び６６ページ）が判示するとおり，設計指針は，水道施設の技術的基準を定める省令において定められた基準に沿った設計指針を示すために作成されたものであり，数十名の学者や水道局の担当者等の専門家により構成される特別調査委員会が策定，改訂したものであるから，設計指針の内容や，設計指針に沿った水需要予測をすることが合理性を欠く特段の事情がない限り，設計指針に基づいて実施された水需要予測は，水道法や水道施設の技術的基準を定める省令に沿ったものであり，合理性があるというべきである。

すなわち，設計指針は，水需要予測における水道事業者の裁量の幅を示したものといえる。

そして，佐世保市が，観光関連の企業が占める割合が高く，平成２４年水需要予測における業務営業用水の小口需要について，観光

客数を用いた回帰式により予測したこと（乙Ａ第１５号証２－４－２平成２４年水需要予測４７ページ）は，設計指針において，水使用と観光との関連性が示唆され，その中に「業務営業用水を目的変数とした場合の説明変数の例」として「観光客数」が明記されており（同号証２－４－２参考資料１５７ページ「参考表－１．７．２」），平成１５年から平成２３年までの実績値と観光客数について，０．６８という一定の相関が認められることから，設計指針に沿うものであるといえる。

(b) また，設計指針において，「業務・営業用水は，事務所，官公署，学校，病院，ホテル等各種の都市活動において使用される水量であり，その水使用形態も多様である。」（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料１５２ページ），「建物の用途や業態によって，建物床面積当たり使用水量や従業者一人当たり使用水量等が異な」る（同１５５ページ）とされていることからすれば，「そもそも業務営業用水には様々な業態の需要先が含まれており，予測には困難が伴う」との原判決の判示（７２ページ）は正当であり，また，この点をもって，観光客数を説明変数として予測したことが不合理とはいえないとする根拠の一つとすることも正当といえる。

(c) さらに，設計指針において，平成２４年水需要予測で業務営業用水の小口需要の推計に用いられている説明変数の採用については，「統計的有意性だけでなく因果関係の合理性，妥当性を十分考慮する」こととされている（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料１５７ページ）。

そして，小泉教授は，給水人口を説明変数とする予測手法は，相関係数自体は高くても，給水人口が増加すれば業務営業用水の小口需要が増加するという因果関係を合理的に説明できない旨を証言し

ている（証人小泉４２，４３，６０及び６１ページ）。

そうすると，因果関係を合理的に説明することができない給水人口を説明変数として用いないことは，設計指針に沿ったものであるといえる。

(d) いずれにしても，仮に控訴人らが主張するとおり観光客数よりも給水人口の方が業務営業用水の小口需要との相関関係が高いとしても，上記のとおり観光客数に一定の相関関係があること自体が否定されるわけではないから，観光客数を説明変数として用いることが，裁量を逸脱する不合理なものとはいえない。

(e) 以上のとおりであるから，前記ａの原判決の判示を論難する控訴人らの主張は，いずれも失当である。

(イ) 「ハウステンボスの分類変更が需要予測の合理性に影響しないという点について」（控訴理由書（その１）第４の２(1)イ(オ)・４８及び４９ページ）に対する反論

ａ　控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「原告らは，ハウステンボスの大口需要から小口需要への移行を見込んだことに合理的根拠がない旨主張する。しかし，処分行政庁は，法２０条３項に該当するか否かを審査するに当たり，その基礎となる本件水需要予測の客観的合理性を審査するものであり，かつ，それで足りるものであるから，本件水需要予測の内容が過去の水需要予測の内容から変更されていることが，本件水需要予測の合理性に必ず影響するとはいえない。」（原判決７３ページ）と判示したことに対し，観光都市を長年標ぼうしてきた佐世保市が，従前の水需要予測においては，一度も観光客数との相関関係による需要予測を採用してこなかったのに，平成２４年水需要予測においてはこれを採用した理由を一切説明できないのは，そこに合理的理由がな

いからであり，この予測手法の変更と同じタイミングでハウステンボスが大口需要から小口需要に分類変更されたのは，小口需要と観光客数との相関関係を作り出し，水需要が増加する傾向を作出するためである旨の控訴人ら（一審原告ら）の主張に対して佐世保市や被控訴人（一審被告）はまともに反論できていないのに，原判決が上記のとおり判示したのは極めて不当である旨主張する（控訴理由書（その１）第４の２(1)イ(ｵ)・４８及び４９ページ）。

b　事業認定に当たっては，最新の水需要予測の内容が適正であるかを審査すれば足り，また，佐世保市が，平成２４年水需要予測においてハウステンボスを小口需要に位置づけたのは，小口需要と観光客数との相関関係を恣意的に操作するためにしたものではないこと

(a) しかし，原審における被告最終準備書面第３の１(3)ア(ｳ)（１６ページ），前記１(2)イ（１５ページ）で述べたとおり，事業認定に当たっては，認定庁は，当該事業認定の基礎となる資料の内容が適正であるか，水需要予測について言えば，当該事業認定当時の最新のものの内容が適正であるかを審査すれば足り，過去の水需要予測の内容との比較が必須となるわけではない。

したがって，これと同旨の前記ａの原判決の判示は，正当である。

(b) また，原審における被告最終準備書面第３の１(5)ウ(ｲ)（２６及び２７ページ）で述べたとおり，佐世保市が，平成２４年水需要予測においてハウステンボスを小口需要に位置づけたのは，従来の佐世保市総合計画においては，「ハウステンボスのインパクトを最大限に活用」，「本市観光の柱であるハウステンボスの集客力を最大限に生かし，鹿子前地区をはじめとする市内の観光地への誘客を図る」などとされ，ハウステンボスは，その他の観光施設への誘客を図るための中心と位置づけられており，また，観光客数の目標値が

設定されていなかったのに対し，平成２４年水需要予測実施時点の第６次佐世保市総合計画においては，「本市の観光の基盤となる西海パールシーリゾート，佐世保市亜熱帯動植物園，九十九島，西海橋，弓張岳等の既存の観光施設・観光資源について（中略）必要な整備と運営管理を効果的かつ計画的に行います。」，「ハウステンボスに対しては，他の観光施設や観光資源と連携強化を図る観点から，必要に応じて側面的な支援を行います。」とされ，ハウステンボスは，他の観光施設への誘客を図るための中心との位置づけを失い，また，市全体の観光戦略としてハウステンボスを含めた観光施設等の観光客数の目標値が示されたこと（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料７２ページ）から，他の観光施設等と共に小口需要として予測するのが合理的であったからである（証人田中８及び５５ページ）。原判決も，前記(ｱ)の判示部分に続けて，上記と同旨の判示をしているところである（原判決７３及び７４ページ）。

したがって，佐世保市が，平成２４年水需要予測においてハウステンボスを小口需要に位置づけたのは，小口需要と観光客数との相関関係を恣意的に操作するためにしたものではない。

(c) 以上のように，佐世保市は，業務営業用水の小口需要について，設計指針に沿って，水需要予測を行ったものであり，その手法は適切なものといえる。前記ａのとおり原判決を論難する控訴人らの主張は，失当である。

イ　大口需要について

(ｱ) 控訴人らの主張

控訴人らは，業務営業用水の大口需要について，「万が一の災害等の緊急時や有事における迅速かつ適切な諸活動の遂行のためにも，十分かつ安定的な水源の確保がより重要になる」との九州防衛局長の回答は，

単に，十分かつ安定的な水源の確保が重要であると回答しているにすぎず，このような一般的抽象的な回答のみを根拠に，大口需要の水需要について過去最大値を採用するのは，明らかに不合理であり，また，設計指針においては，「過去の水需要の変動から一定の傾向を見出すことが難しい場合や，将来の使用水量や原単位，説明変数等の予測が困難な場合」に，過去の水需要の平均値や最大値等を用いることもあるとされているところ，大口需要である米軍及び自衛隊の過去の水需要の実績は，明らかに減少傾向にあるから，原判決が，上記のような回答に基づいて過去最大値を採用した佐世保市の判断が不合理であるとはいえない旨判示したのは，誤りである旨主張する（控訴理由書（その１）第４の２(2)・５０ないし５２ページ)。

(ｲ) 佐世保市は，業務営業用水の大口需要について，設計指針に沿って，防衛関連施設（基地）の水需要予測を行ったものであり，その手法は適切なものといえること

a　原審における被告最終準備書面第３の１(5)イ（２４及び２５ページ）で述べたとおり，佐世保市は，業務営業用水の大口需要の水需要予測における数的根拠を算出するに当たって，防衛関連施設（基地）における将来の水需要の見通しに関して，九州防衛局から，佐世保市内の「防衛施設は，我が国の西側の守りの拠点として重要な役割を有しており，今後ともこれらの役割は益々重く，また，高度な運用がなされて行くものと考えております。(中略）上述の将来的視点，また，防衛活動の堅持という観点から，更には，近年，重要性を増しているこれら防衛施設における運用を支え，万が一の災害等の緊急時や有事における迅速かつ適切な諸活動を遂行するためにも，十分かつ安定的な水源の確保がより重要になる」との回答（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料７３及び７４ページ）を得た。

佐世保市は，このような回答からすれば，防衛関連施設（基地）における水需要が増加すると判断されるものの，具体的な水量が示されていないことから，「将来の使用水量（中略）の予測が困難な場合」（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料１５７及び１５８ページ）に当たると判断し，そのような場合には「過去の水需要の（中略）最大値等を用いることもある。」としている設計指針（同１５８ページ）に沿って，過去の最大実績値を用いたものである（以上につき，乙Ａ第１５号証２－４－２平成２４年水需要予測４７ページ）。

b　そして，米軍や自衛隊の水需要については，水需要が減少傾向にある中で米軍は１２年前，自衛隊は２６年前が最大実績値であるとしても，国防上の問題が生じた場合に船舶の往来が増加することが考えられるなどの事情があるため，ほかの業務営業用水について観光客数，従業員数といった数値に基づき水需要を予測するのと同様の手法を採用することは困難であり，安全値を採用するという意味で，上記のようなある程度古い時期であっても，現実に生じた過去の最大実績値を用いることが不合理であるとはいえない（証人小泉６，１０及び３０ページ）。

c　以上のように，佐世保市は，業務営業用水の大口需要について，設計指針に沿って，防衛関連施設（基地）の水需要予測を行ったものであり，その手法は適切なものといえるから，この点に関する原判決の判示は正当である。控訴人の上記主張は，米軍や自衛隊における水需要の特殊性を考慮しないものであって，失当である。

(3) 工場用水について

ア　大口需要について

(ア) 控訴人らの主張

控訴人らは，工場用水の大口需要について，①ＳＳＫが修繕船事業で

約２倍の受注拡大を図るというのは誤りである，②修繕船事業における最初の船体洗浄作業を複数のドックで同時に行うことが想定されるというのは客観的根拠がない，③原判決は，佐世保市が平成２４年水需要予測に「売上高を約２倍」と記載しているのは「受注を約２倍」の誤りであると解されるなどとしているが，「売上高を約２倍」は「受注を約２倍」ではなく，「事業比率を約２倍」の誤りであり，また，ＳＳＫの一時的水使用量が受注量に影響されるというのは誤りである，④修繕船が２隻同時にドック入りするというＳＳＫの想定する事態が生じることの客観的根拠がないなどと主張して，大口需要に関する平成２４年水需要予測は佐世保市の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法であるのに，これを不合理とはいえないとした原判決は誤りである旨主張する（控訴理由書（その１）第４の３(1)・５２ないし６６ページ）。

(ｲ) 佐世保市が，２隻分のドックを同日に使用した場合の水量を見込んだことは，将来の安定供給確保という水需要予測の目的に沿うものであって，合理的であること

ａ　原審における被告最終準備書面第３の１(6)ア(ｱ)ｂ（２９ないし３１ページ）で述べたとおり，佐世保市が実態調査を行った結果，ＳＳＫの修繕船事業における水使用形態は，修繕船の受入れ当初の船体洗浄作業において大量に水道を使用し，それ以外は余り使用しないというもので，一日平均有収水量（使用水量）を約５００立方メートル／日程度と想定した場合，平均的な船体の洗浄作業における使用水量は約２２００立方メートル／日で，しかも同日に複数のドックで船体の洗浄作業が行われる事態が想定されることが判明した（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料８９ページ）。

そして，佐世保市は，「複数のドックの同時使用」について，ＳＳ

Kは大小六つのドックを保有しているところ（乙Ｂ第９号証），このうち二つのドックで同日に船体洗浄に伴う脈動的な使用が生じることがＳＳＫの今後の受注において想定できたことから，２隻分のドックを同日に使用した場合の水量を見込んだものである。

b　水需要予測の目的は，将来の安定供給確保のための施設の能力規模の算定であるところ，上記のとおり，ＳＳＫにおいて過去の実績がない将来の予定に基づくものであるため，過去の事実を用いての予測ではないものの，ＳＳＫにおいて同日に複数のドックで船体の洗浄作業が行われる事態が想定されることが判明していた以上，佐世保市が，２隻分のドックを同日に使用した場合の水量を見込んだことは，将来の安定供給確保という水需要予測の目的に沿うものであって，合理的であるといえる。

c　そして，佐世保市によるＳＳＫの水需要の予測は，前記ａのとおりの判断に基づくものであって，ＳＳＫの売上高や事業比率の変化を用いたものではないから，前記(ｱ)の①及び③で指摘されている誤りは，水需要予測の合理性に影響を及ぼさない。

d　したがって，控訴人らの上記主張は，いずれも失当である。

イ　小口需要について

(ｱ) 控訴人らの主張

控訴人らは，工場用水の小口需要について，佐世保市が，渇水やリーマンショックの影響があるため，時系列分析は適切ではないとして，過去２０年の平均値である１１１４立方メートル／日を採用したことについて，設計指針に違反していることが明白であるとまでは言わないとしつつ，平成１０年から平成２３年までの１４年間で，小口需要は４割以上減少しており，明らかに減少傾向が確認できるし，また，佐世保市が，予測の度に，その予測手法を変更しており，今回の予測にも，合理性が

あるとは思われず，上記の小口需要の予測値も，他の項目と合わせて検討すれば，恣意的に設定していることは否定できない旨主張する（控訴理由書（その１）第４の３(2)・６６ページ）。

(ｲ) 工場用水の小口需要についての平成２４年水需要予測の値が恣意的なものであるとはいえないこと

a　しかし，原審における答弁書の脚注１１（６６ページ）で述べたとおり，時系列傾向分析は，過去の実績の傾向が今後も続いていくものとした推計手法である。そして，原審における被告最終準備書面第３の１(6)イ(ｱ)（３２ページ）で述べたとおり，工場用水のうち小口需要については，過去の実績値には渇水及び経済不況の影響が強く出ていることから，時系列傾向分析を用いると，今後も渇水や経済の低迷が続くことを前提とする予測となり，水需要予測の本来の目的である安定供給の確保にはなじまない。

そのため，佐世保市は，時系列傾向分析を用いることは不適切であると判断した。

控訴人らの上記主張は，過去の実績値に時系列傾向が見られることをもって直ちに，時系列傾向分析を用いるべきとの考えに立っているかのようであるが，上記の理由で，これは不適切である。

b　また，原審における被告最終準備書面第３の１(3)ア（１４ないし１７ページ），前記２(2)ア（１７ページ以下）で述べたとおり，過去の水需要予測から推計手法が変わったことをもって，平成２４年水需要予測が不合理であるということはできない。

c　したがって，工場用水の小口需要についての平成２４年水需要予測の値が恣意的なものであるとはいえず，控訴人らの上記主張は，失当である。

(4) 中水道について

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，中水道について，過去の水需要予測を比較すると，回を追う度に合理的理由なく水量が減少させられており，予測一日最大給水量を高く見せるための「道具」として，適当な数値を予測値としていることは明らかであって，中水道の設定値が設計指針に違反していることが明白である，とまでは言わないが，他の項目と合わせて検討すれば，恣意的に設定していることは否定できない旨主張する（控訴理由書（その１）第４の４・６７ページ)。

イ　平成２４年水需要予測における中水道の予測手法が適切なものであると認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないこと

中水道についての被控訴人の主張は，原審における被告最終準備書面第３の１(7)（３３及び３４ページ）のほか，同第１準備書面第３の３(3)（２５及び２６ページ)，同第３準備書面第３の５（２５ないし２８ページ)，同第５準備書面第２の７（２４ないし２８ページ）で述べたとおりである。

平成２４年水需要予測における中水道の予測手法が適切なものであると認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。中水道に関する原判決の判断は正当であって，控訴人らの上記主張は，失当である。

(5) 負荷率について

ア　控訴人らは，控訴理由書（その１）第４の５（６７ないし７３ページ）において，平成２４年度予測における負荷率の設定は，設計指針が認める裁量権の範囲を逸脱又は濫用した違法なものであるとして，るる主張する。

イ　しかしながら，平成２４年水需要予測における負荷率の設定は適切なものであると認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないことは，原審における被告第１準備書面第３の４（２６

ないし２８ページ），同第３準備書面第３の６（２８ページ），同最終準備書面第３の１(8)（３４及び３５ページ）で述べたとおりであり，これと同旨の原判決の判示は正当である。

(6) 安全率（利用量率）について

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，安全率について，佐世保市が，平成２４年度水需要予測では，過去の水需要予測と同じ５パーセント程度では石木ダムを建設するための「必要水量」である１１万７０００立方メートル／日に届かなかったため，安全率を１０パーセントにした旨主張する（控訴理由書（その１）第４の６・７３及び７４ページ）。

イ　平成２４年水需要予測における安全率（利用量率）の設定が適切なものであると認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないこと

(ア) 原審における被告最終準備書面第３の１(9)（３５及び３６ページ）で述べたとおり，設計指針では，「計画取水量は，計画一日最大給水量に１０％程度の安全を見込んで決定することを標準とする。」，「計画取水量は，計画一日最大給水量と取水から浄水までの損失水量等を考慮して定める。一般的には，計画一日最大給水量に１０％程度の安全を見込んだ計画とすることが適切である。損失水量には，取水地点から浄水場に至る各施設からの漏水や浄水処理過程における作業用水，スラッジ，蒸発によるものなどがあり，その水量は，各施設の状況や浄水処理の方法によって異なる。（中略）計画一日最大給水量が日量（㎥／日）を単位としているのに対し，水利使用許可における取水量は毎秒当たりの取水可能量（㎥／ｓ）であるため，河川等の流況によっては，満量取水できないことがある。計画取水量の決定にあたっては，このことに対する安全を見込むことも検討する。」（乙Ａ第１５号証２－４－２参考資料

１６１ページ）とされている。

佐世保市は，これにのっとって，平成２４年水需要予測において，一日最大給水量に１０パーセントの安全を見込んだ数値を計画取水量としている（一日最大給水量１０万４６５１立方メートル／日÷（１００－１０）パーセント≒１１万７０００立方メートル／日［乙Ａ第１５号証２－４－２・１６ページ］）。

(ｲ) 以上のように，平成２４年水需要予測における安全率の設定は，設計指針にのっとったものであって，適切であるといえ，そのように認めた認定庁の判断について，裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。安全率（利用量率）に関する原判決の判断は正当であって，控訴人らの上記主張は，失当である。

４　佐世保市の保有水源についての控訴人らの主張は，失当であること

(1) はじめに

控訴人らは，控訴理由書（その１）第５（７４ないし１１２ページ）において，佐世保市の保有水源，特に本件慣行水利権についてるる主張し，原判決の判断は誤りである旨主張するとともに，被控訴人に対して釈明を求めている。

しかし，佐世保市が水道事業計画において，本件慣行水利権を保有水源に含めていないことは，水道法に基づくものであって，恣意的に本件慣行水利権を除外したものではないこと，本件慣行水利権を佐世保市の保有水源に含めないとの佐世保市の判断は適切であること等，佐世保市の保有水源についての被控訴人の主張は，原審における被告最終準備書面第３の２（３９ないし５４ページ）で述べたとおりである。本件慣行水利権を佐世保市の保有水源から除外した佐世保市の判断が，合理性を欠くということはできないなどとした上で，佐世保市が保有する水利権を７万７０００立方メートルと算定したことが合理性を欠くということはできないと結論づけ，控訴人ら（一審

原告ら）の主張を排斥した原判決の判断は，正当であって，これを論難する控訴人らの主張は，いずれも失当である。

以下では，控訴人らの上記主張に対し，必要と認める範囲で反論するとともに（後記(2)），控訴人らの求釈明に対し，必要と認める範囲で回答する（後記(3)）。

(2) 「佐世保市，被告，原判決の論理は，後付けでしかないこと」（控訴理由書（その１）第５の３・８５ないし８７ページ）に対する反論

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，本件慣行水利権が，平成１１年度の再評価委員会資料（甲Ｂ第１６号証）や，平成１９年１０月１０日に作成されている平成１９年度の「佐世保市水道施設整備事業再評価」（甲Ｂ第１７号証）の時点で，佐世保市の保有水源から除外されていることからすれば，佐世保市が本件慣行水利権を保有水源から除外した「本当の理由」は，原判決が認定した，「平成１９年と同程度の渇水が発生すれば，最大で届出水量である合計２万２５００㎥／日の全部が，実際には取水できないおそれがある」から（原判決９０ページ）ではなく，被控訴人（一審被告）が原審において主張したものでもなく，被控訴人又は佐世保市の主張は後付けである旨主張し，また，少なくとも，平成１９年１０月１０日時点で，いかなる理由で本件慣行水利権を「不安定水源」として保有水源から除外したのかが明確にならない限り，上記のような原判決の判断はできないはずである旨主張する（控訴理由書（その１）第５の３・８５ないし８７ページ）。

イ　佐世保市が本件慣行水利権を保有水源から除外した理由についての被控訴人の主張及び原判決の判断は，いずれも違法ではなく，また，本件事業認定より前の時点で佐世保市がいかなる理由で上記水利権を保有水源から除外していたのかを明らかにする必要はないこと

(ｱ) a　原審における被告最終準備書面第２の１（９及び１０ページ）で述べたとおり，また控訴人らも控訴理由書（その１）第２の１(1)ウ（９及び１０ページ）並びに控訴理由書（その２）第１の４（６及び７ページ）で異論がないと述べるとおり（後記第６の２(2)・８２ページ以下同旨），本件事業認定の適法性判断の基準時は，法２０条各号のいずれの判断についても，認定庁がした本件事業認定の時であり，本件事業認定の適否を判断するに当たっては，同認定時に存在していた事実等を基礎とすることになる（処分時主義）。

b　本件事業認定は，平成２５年９月６日付けでされているところ，佐世保市が本件慣行水利権を保有水源から除外した理由についての被控訴人（一審被告）の主張及び原判決の判断は，いずれも，同日時点までに存在した事実等を基礎とするものであるから，上記の処分時主義に反するものではなく，何ら違法ではない。

(ｲ) また，本件の争点は，本件事業認定の適法性であるから，本件事業認定において認定庁が上記の理由についてどのように判断したかが明らかにされれば足り，それより前の時点で佐世保市がいかなる理由で本件慣行水利権を保有水源から除外していたかを明らかにする必要はない。

(ｳ) したがって，控訴人らの上記主張は，失当である。

(3) 「許可水利権との関係」（控訴理由書（その１）第５の４(3)・８８ないし９１ページ）に対する反論

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「慣行水利権を許可水利権と同視することはできない」（原判決８９ページ）と判示したことに対し，「原判決が，『水量調査がされていないのだから，（一般的に）慣行水利権は取水量について不明確であり，安定性がない』と判断しているのは，明らかに誤りであ

る。」と主張する（控訴理由書（その１）第５の４(3)・８８ないし９１ページ）。

イ　本件慣行水利権を含む慣行水利権は，その権利内容が明確ではないこと

(ｱ) しかし，原審における被告最終準備書面第３の２(3)イ・４２及び４３ページ）で述べたとおり，慣行水利権は，安定水利権とは異なり，その成り立ちや河川管理者による実態把握の困難さという点からして，その権利内容が明確ではなく，これは，本件慣行水利権を含む相浦川の慣行水利権においても同様である。

(ｲ) したがって，控訴人らの上記主張は，失当である。

(4) 控訴人らの求釈明に対する回答

ア　控訴人らの求釈明事項

(ｱ) 平成１９年における四条橋取水場及び三本木取水場の各取水口がある区間における相浦川の毎日の各流量を明らかにされたい（控訴理由書（その１）第５の７(2)エ・１００ページ）。

(ｲ) 平成１９年及び平成１９年度の本件慣行水利権の取水量についての具体的資料を開示されたい（同(3)ウ(ｱ)・１０３ページ）。

(ｳ) 原判決は，「同年（引用者注：平成１９年）においては，河川法５３条の２の規定に基づく特例措置として，九州電力が保有する河川水利権の一部融通や水利権量を上回る特例取水及び民間所有井戸から河川への放流等の渇水対策が講じられていた。」（原判決８７ページ）と判示しているところ，ここに記載されている各渇水対策について，それぞれ，いつからいつまで，どのように行ったのか，明らかにされたい（同(ｲ)・１０４ページ）。

(ｴ) 乙Ｂ第１９号証１０ページに記載されている調査について，その詳細を明らかにするとともに，同調査の報告書を提出されたい（同(ｳ)・１０４ページ）。

(ｵ) 平成１９年における相浦川取水場の毎日の取水量を示す資料を提出されたい（同エ(ｲ)Ｂ・１０６ページ）。

(ｶ) 被控訴人が，「１０年に１回程度の渇水」と主張するのは，「平成１９年」又は「平成１９年度」のいずれか，明らかにされたい（同(ｳ)・１０７ページ）。

(ｷ) 相浦川取水場の許可水利権の許可に当たり作成された資料を全て開示されたい（同オ(ｴ)・１１０ページ）。

イ　被控訴人の回答

(ｱ) 前記ア(ｱ)の求釈明に対する回答

被控訴人は，控訴人らが明らかにするよう求めている各流量を把握していない。

(ｲ) 前記ア(ｲ)の求釈明に対する回答

平成１９年度の本件慣行水利権の取水量を明らかにする資料として，乙Ｂ第３５号証を提出する（同号証の「降水量」欄の単位はミリメートル／日，「三本木」，「四条橋」及び「川棚川暫定豊水」欄の単位は立方メートル／日である）。これは，乙Ｂ第２２号証の下部に掲記のグラフの元データである。

(ｳ) 前記ア(ｳ)の求釈明に対する回答

乙Ａ第１５号証３－４・７９ないし８１，８７ないし９１ページのとおりである。

(ｴ) 前記ア(ｴ)の求釈明に対する回答

a　原判決は，乙Ｂ第１９号証１０ページに基づき，「総務省は，平成１３年７月，『水資源に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』と題する文書を公表し，この中で，慣行水利権に基づく水利使用の実態の把握が不十分であるため，取水が行われていないにもかかわらず，これを把握していない事例（７事例）や，届出をしている取水

量と実際の取水量が相違している可能性が高いにもかかわらず，取水の実態を把握していない事例（２事例）があったことを明らかにした」との事実を認定している（原判決８７ページ）。

そして，原判決は，上記の事実に基づき，「慣行水利権は，（中略）届出量と現実の取水量に齟齬があることもあったりする」と認定しているものと思われる（原判決８９ページ）。

b　本件において，乙Ｂ第１９号証１０ページにつき，上記のとおり原判決が認定した以上の事実を明らかにする必要があるとは思われない。

なお，被控訴人は，これまで，同号証７及び８ページに基づく主張をしたことはある（原審における被告第３準備書面第１の２(2)イ・７ページ，同最終準備書面第３の２(3)イ(イ)・４３ページ）が，同号証１０ページに基づく主張をしたことはない。

c　したがって，前記(1)エの求釈明に対しては，回答の要を認めない。

(オ) 前記ア(オ)の求釈明に対する回答

平成１９年度の相浦川取水場の取水量を明らかにする資料として，乙Ｂ第３６号証を提出する（同号証の「相浦」欄の単位は立方メートル／日である。）。

(カ) 前記ア(カ)の求釈明に対する回答

被控訴人が，「１０年に１回程度の渇水」と主張するのは，「平成１９年度」である。

(キ) 前記ア(キ)の求釈明に対する回答

控訴人らが開示を求める資料に該当するものとして，乙Ｂ第３７号証を提出する。被控訴人において把握している該当資料は，同号証で全てである。

５　まとめ

以上述べたとおり，平成２４年水需要予測及び佐世保市の保有水源についての控訴人らの主張は，いずれも失当であって，利水事業としての本件事業に必要性が認められ，本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られるべき利益があるとした原判決の判断は，正当である。

第５　治水事業としての本件事業に必要性が認められ，起業地が本件事業の用に供されることによって得られるべき利益があるとした原判決の判断は正当であること

１　原判決は本件事業において河川管理者に事実上無制限の裁量権の行使を認めたことになる，とする控訴人らの主張は誤りであること

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「河川法は，（中略）河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に当たっては，高度に技術的かつ専門的な事項を含む上，河川整備の時期やその範囲については，当該河川整備の費用を負担する地方公共団体の財政状況等と密接に関係する政策的な事項であることから，河川管理者の広範な裁量に委ねる趣旨である」，「技術基準等資料の内容や，同資料に沿った計画を立案することが合理性を欠く特段の事情がない限り，同資料に基づいて実施された計画は，河川法及び河川法施行令に沿ったものであり，合理性があるというべきである」と判示した（原判決９７ないし９９ページ）のに対し，「河川管理者に裁量権があることに異論はない」としつつ，河川管理者の裁量判断に合理性があると推定するためには，河川管理者が計画立案に用いた事実が正しい事実であることに加え，計画された立案が技術基準等資料と積極的に合致しなければならないなどとして，原判決は本件事業に関して河川管理者に事実上無制限の（控訴人らは「フリーハンドの」との表現をしている。）裁量権の行使を認めたことになる旨主張する（控訴理由書（その２）第１の２・３ないし５ページ）。

(2) 被控訴人の主張

ア　しかしながら，原審における被告最終準備書面第４の１(1)（５５ページ）で述べたとおり，河川法及び河川法施行令が，河川整備計画等の内容自体を直接規律せず，策定の際の考慮要素を定めるにすぎないのは，整備計画等の策定に当たっては，政策的，技術的見地からの判断が必要不可欠であり，高度に技術的かつ専門的事項を含むことから，整備計画等の内容の形成を河川管理者の広範な裁量に委ねる趣旨である。

したがって，川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画の策定・変更に当たっては，河川管理者長崎県の広範な裁量が認められることを前提とされるべきであり，その旨判示した原判決の判断は正当である。

イ　また，技術基準等資料は，法令の趣旨に則って一定の基準を示すにとどまるのであるから，該当し得る全てのケースを想定し，全ての禁止事項を網羅していないことは当然であって，控訴人らのいうように，計画された立案が技術基準等資料と積極的に合致していることが必要であると考えなければ，技術基準等資料において禁止されていないものであれば全て許されるということにはならない。技術基準等資料において具体的に禁止されていなくても，基準に照らせば許されない場合もあり得るものである。

よって，計画された立案が技術基準等資料と積極的に合致していることが必要であるとする控訴人らの主張は，独自の見解に基づくものであるといわざるを得ない。

その上，技術基準等資料が複数の基準を示しており，同等の要素を考慮する場合であっても資料ごとに内容に差異があることに照らせば，計画された立案が，技術基準等資料に示された範囲を一つでも逸脱した場合に直ちに不合理であるとすることは相当でない反面，原判決も正当に判示する（同１０５ページ）とおり，技術基準等資料全体に照らして合理的な理由なく逸脱している場合には，合理性を欠き，裁量の逸脱又は濫用に当たる

というべきである。

したがって，原判決の判断によっても，上記のように裁量権の逸脱又は濫用に当たる場合はあり得るのであり，本件事業に関して河川管理者に事実上無制限の裁量権の行使を認めたことにはならず，控訴人らの前記(1)の主張には何ら理由がない。

2　原判決は争点である本件事業の要件充足性について判断せず，当然に考慮すべき事情を看過した，とする控訴人らの主張は誤っていること

(1) 控訴人らの主張

ア　控訴人らは，本件における争点は，「川棚川水系治水計画全体の合理性ではなく，『本件事業（石木ダム建設事業）が法２０条３号・４号の要件を充足するか否か』」であるとし，原判決が，本件事業の要件充足性について検討を怠り，川棚川の治水計画たる川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画が不合理とはいえないと判断しているのみである旨主張する（控訴理由書（その２）第１の３・５及び６ページ)。

イ　また，その上で，控訴人らは，原判決が，本件事業認定時には平成１４年度に実施された河道改修がほぼ終了していたのは争いのない事実であり，これを事業認定の適法性判断の前提事情として考慮すべきであるにもかかわらず，かかる当然に考慮すべき事情を看過して本件事業の合理性を判断したものである旨主張する（控訴理由書（その２）第１の４・６及び７ページ)。

(2) 被控訴人の主張

ア　しかしながら，原判決は，「上記の要件（引用者注：法２０条３号の要件）に該当するか否かについての判断は，具体的には事業の認定に係る事業計画の内容，事業計画が達成されることによってもたらされるべき公共の利益，事業計画において収用の対象とされている土地の状況等の諸要素，諸価値の比較考量に基づく総合判断として行われるべきものと解される。」

（６３ページ）とした上で，本件事業の前提となる川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画の内容を検討し，「洪水調節のために１９０㎥／秒の流量を石木ダムにより調節することとした点において合理性がないとはいえない」（傍点は引用者）と判示して本件事業の法２０条３号該当性を判断し（１２３ページ），また，法２０条４号該当性についても，「本件事業について，土地及び漁業権を収用し，又は使用する公益上の必要性があり，法２０条４号の要件を充足するとした処分行政庁の判断が合理性を欠くものということはできない」と判示しており（１３４ページ），本件事業の要件充足性について検討を怠っている旨の原告の前記主張には理由がない。

イ　また，原審における被告最終準備書面第４の２(3)ウ(ｴ) d (c)（６８及び６９ページ）で述べたとおり，河川計画の計画規模は，事業を実施する前に決定することが技術基準及び中小河川の手引きの規定上明らかであり，計画規模を決定するための指標の一つとなる想定氾濫区域の面積についても，事業着手時点の現況河道により算出されるものである。そして，原審における被告第２準備書面第２の５(2)ウ（１７ページ）で述べたとおり，長崎県は，昭和５０年度から一連の事業として河道整備とダムの最適な組合せによる治水対策を進めてきたことから，川棚川水系基本方針の策定においても，昭和５０年当時の河道を前提として想定氾濫区域を算出し，同方針策定時点の区域内の資産等を算出した上で，計画規模を決定したものであり，これは中小河川の手引きにおける手順に添うものである。

そして，原審における被告第６準備書面第２の４(2)（８及び９ページ）で述べたとおり，当初定めた計画規模に基づき治水事業を行っていけば，事業が進むほどに洪水による氾濫等の危険及び浸水想定区域が減少していくこととなるが，それは，治水事業の実施により目標達成に至る過程で生じる当然の効果であって，かかる効果を理由として当初設定した目標であ

る計画規模を変更するのは本末転倒というほかなく，現に治水事業を行っている最中の平成１７年度に川棚川水系基本方針を策定するに当たり，計画規模の設定の際に用いる河道状況を，当初設定した時点（昭和５０年度）から変更する必要がないことは明らかである。

ウ　この点については，原判決も，仮に事業認定申請時の最新の河道状況を前提に想定氾濫面積を算定し，計画規模を設定すべきものとすると，予定される事業の内容が同一であるにもかかわらず，事業認定申請の時期が遅くなるほど計画規模が小さくなり，当初の計画を履行することができなくなるか，あるいは，ダム建設のための事業認定を受けるまでは河道整備を留保するなどの対応を取らざるを得なくなり，段階的な治水安全度の向上等を妨げることになるなどとして，昭和５０年当時の河道状況を前提に想定氾濫面積を算定することに合理性がないとはいえない旨正当に判示しているところである（同１０８及び１０９ページ）。

エ　したがって，原判決の判断は正当であって，控訴人らの前記(1)の主張には何ら理由がない。

３　長崎県評価指標が技術基準等資料に基づき適正に定められたものであり，これに基づき定められた計画規模が適正であること

(1) 長崎県評価指標は適正に定められたものであり，川棚川の計画規模を１／１００と判断したことは何ら不合理ではないこと

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「Ｃ級の例が多いとされる都市河川とＤ・Ｅ級の例が多いとされる一般河川の区別については法的な定義が存在しない」とした上で，川棚川流域の人口は，主に川棚町の市街地である下流部と，波佐見町の市街地である上流部に集中していること，川棚川流域が佐世保市に隣接し，交通網の発達により下流域を中心に市街化が進んでいること，山道橋付近から下流の流域は川棚町の都市計画区域に指定され，上・中流

域の一部は波佐見町の都市計画区域に指定されていることなどを理由に，川棚川が都市河川相当のＣ級であると判断したことが直ちに不合理であるとはいえない旨判示した（１０５及び１０６ページ）のに対し，都市河川か一般河川かの区別の指標は全く存在しないわけではなく，鹿児島県の河川事業設計基準書（第３編　計画編）（甲Ｃ第５号証）の記載が参考になるとした上で，同証拠における都市河川の条件によれば，川棚川はそのいずれにも当てはまらないため，都市河川ではなく一般河川と評価されるべきこととなり，長崎県が川棚川を都市河川相当のＣ級であると判断したのは不合理であり，Ｄ級の計画規模は１／１０ないし１／５になる旨主張する（控訴理由書（その２）第２の３〔「３」が８ページと１６ページの二つあるが，一つ目の「３」を指す。以下，後記(2)ア(イ)５８ページまで，同じ。〕(2)ア(ⅱ)・９及び１０ページ)。

イ　被控訴人の主張

(ア) 長崎県評価指標が適正に定められたものであること

しかしながら，原審における被告第２準備書面第２の３(2)イ（１０及び１１ページ）及び同最終準備書面第４の２(3)ウ(ウ)（６５及び６６ページ）で述べたとおり，技術基準において，二級河川の計画規模はＣ級ないしＥ級とされ，Ｃ級に該当するのは都市河川であり，その計画規模は５０年ないし１００年とされているが，都市河川という定義は定性的な表現であり，明確な指標は示されていない。そこで，長崎県評価指標においては，工実の手引き（乙Ｃ第９号証１６ないし２１ページ）及び中小河川の手引き（同１２号証１７及び１８ページ）に沿って，「都市河川」としての要素を含む宅地，人口，資産，工業出荷額等という定量的な指標により計画規模を定め，また，過去において特に著しい被害を被った地域にあっては，その被害の実績等を総合的に勘案して決定している。具体的には，中小河川の手引きに示される７項目，すなわち，

①河川の大きさ，②流域の社会経済的重要性，③想定される被害の実態，④過去の洪水の履歴，⑤経済効果，⑥上下流のバランス，⑦流域の将来の姿（乙Ｃ第２号証１７ページ）について検討しており，中でも①河川の大きさ，②流域の社会経済的重要性，③想定される被害の実態，⑤経済効果等については，数値的な評価が可能であると考えられるため，技術基準計画編平成９年版（第２章洪水防御計画の基本　２．４．１計画の規模）に示される４つの要素別（乙Ｃ第８号証１１ページ）に重要度の項目が整理されている。

そして，長崎県評価指標においては，洪水防御計画の目的に応じた河川の大きさとして「①想定氾濫面積」，地域の社会的経済的重要性として「②想定氾濫区域内の宅地面積」及び「③想定氾濫区域内の人口」，並びに想定される被害の量質として「④想定氾濫区域内の資産額」及び「⑤想定氾濫区域内の工業出荷額」の５つの項目が選定され，１／１００，１／５０，１／３０の計画規模ごとの評価指標の範囲を設定している。

このように，長崎県評価指標は，全国的な基準である工実の手引きや中小河川の手引きにおける評価項目を踏まえながらも，地理的特性や過去の災害履歴等を総合的に考慮することとしており，適正に定められているといえる。

(ｲ) 長崎県評価指標に基づき，川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画において定められた計画規模が適正であること

ａ　そして，原審における被告最終準備書面第４の２(3)ウ(ｴ)（６６ないし６９ページ）で述べたとおり，計画規模の設定に当たっては，前記５つの評価項目のうち，３項目以上適合することが基本とされ，長崎県評価指標における計画規模１／１００の評価項目及びその指標値は，①想定氾濫面積７０ｈａ以上，②想定氾濫区域内の宅地面積４０

ｈａ以上，③想定氾濫区域内の人口３０００人以上，④想定氾濫区域内の資産額１００億円以上，⑤想定氾濫区域内の工業出荷額３０億円以上とされている。

また，過去に大規模な洪水被害を受けている場合，大規模開発が計画されている場合等，流域の状況を総合的に判断して決定するものとされている（乙Ａ第１５号証・２－３－１の３２ページ）。

ｂ　川棚川については，①想定氾濫面積４７２ｈａ，②想定氾濫区域内の宅地面積５９ｈａ，③想定氾濫区域内の人口２７００人，④想定氾濫区域内の資産額９２７億円，⑤想定氾濫区域内の工場出荷額７０億円であり，上記５項目のうち，③を除く４項目が基準値を超えている上，長崎県内の同規模河川の中では，①想定氾濫面積，②想定氾濫区域内の宅地面積，④想定氾濫区域内の資産額及び⑤想定氾濫区域内の工業出荷額が平均値より大きく，③想定氾濫区域内の人口は平均値程度であることから，県内の他河川と比較すると，５項目全てにおいて平均若しくは上位となっている。

また，川棚川に関する上記５つの評価項目の値を工実の手引きの図２．２．２に当てはめると，乙Ｃ第１０号証に示すとおり，計画規模と流域の各重要度評価指標との関係図中の計画規模１／１００の線（「確率年」「１００」上の線）にある各点の分布では，いずれも中央付近にあることが確認できる。

そして，過去の洪水においては，昭和２３年９月１１日の２４時間雨量は４０８．７ミリメートル（佐世保観測所）でほぼ１／１００相当，川棚川流域平均雨量は３８４．２ミリメートルでほぼ１／８０相当である。

ｃ　したがって，川棚川の計画規模は，長崎県評価指標における評価項目に当てはめるとともに，県内の他河川とのバランス及び過去の災害

等を考慮した結果，１／１００と設定された（乙Ａ第４号証・２－４のⅡ－１１ないしⅡ－１３ページ）ものであり，適正な計画規模である。

(ｳ) 小括

以上のとおり，起業者長崎県は，都市河川について明確な指標が示されていないことから，工実の手引きや中小河川の手引きに沿って，「都市河川」としての要素を含む評価項目を踏まえて長崎県評価指標を策定し，同指標における評価項目に当てはめるなどして，その計画規模を１／１００と定めたものである。

なお，控訴人らは，前記アのとおり，鹿児島県の都市河川の条件に当てはめて，川棚川は都市河川に該当しない旨主張するが，原判決が正当に判示するとおり（同１１１ページ），全国的な基準である工実の手引きや中小河川の手引きを踏まえて各都道府県が評価指標を作成するに当たっては，当該都道府県の地理的特性等を考慮する必要があり，河川管理者である各都道府県知事の合理的裁量に委ねられていると解すべきであるから，他の都道府県の評価指標に当てはめた場合には過大であるからといって，その計画規模の設定が直ちに不合理なものということはできない。

したがって，原判決の判断は正当であって，控訴人らの前記アの主張には理由がない。

(2) 過去の洪水被害等をも考慮した上で川棚川の計画規模を１／１００と設定したことが適正であること

ア　控訴人らの主張

(ｱ) 控訴人らは，原判決が，「技術基準解説においては，特に著しい被害を被った地域においては実績規模程度の災害の再発防止のために計画が設定されることが通例であるとされている」とした上で，川棚川につい

て，昭和２３年から平成２年までの間に生じた４度の洪水被害をも考慮して実績規模に近似した１／１００を計画規模として設定されたことが，技術基準及び技術基準解説に照らして不合理とはいえない旨判示した（同１０６ページ）のに対し，「被告も『川棚川の計画規模の考え方については，昭和３３年の河川改修着手時点においては，既往最大主義に基づき，既往実績の最大洪水である昭和３１年８月の実績洪水対応とされていた』と主張している」とした上で，「計画規模１／３０と定められた昭和３３年時点の計画でもすでに過去の洪水実績は考慮されていたのである。過去の洪水実績をもとに１／３０を１／１００に変更したとの判示は論理的ではない。」などとして，計画規模を１／３０から１／１００に変更したことが技術基準及び技術基準解説に照らして不合理とはいえないとした原判決は誤りである旨主張する（控訴理由書（その２）第２の３(2)イ(ⅱ)・１０及び１１ページ)。

その上で，控訴人らは，ダム事業に着手したタイミングで計画規模が１／３０から１／１００へと３倍以上も拡大された理由を合理的に説明できていない旨主張する（控訴理由書（その２）第２の４・２０及び２１ページ)。

(ｲ) また，控訴人らは，原判決が，「同表（引用者注：中小河川の手引きに示された表〔原判決別紙１６〕）によれば，一般都市域を流域とする築堤河道の河川の基本的な計画規模は１／１００であるとされているところ，川棚川には築堤河道の区間があること（中略)，川棚川流域が一般都市域という概念と文言上明らかに矛盾するとまではいえないことからすれば，本件の計画規模が中小河川の手引きにおける上記参考事項と矛盾するものとはいえない」（同１０６ページ）と判示したのに対し，築堤河道部分はわずかであり，河川そのものを築堤河道と評価するのは強引であるし，そのために計画規模を１／３０から１／１００に上げて

石木ダムを作るというのはあまりに飛躍している，主観的に一般都市域と一般住居区域を区別できるとすれば資源の公平かつ有効な分配を図ろうとする計画規模設定の趣旨に反する，技術基準等に積極的に合致しない河川計画に合理性があるとの推定は働かないなどと主張して，原判決の上記判断は誤りであると主張する（控訴理由書（その２）第２の３(3)イ・１２及び１３ページ)。

イ　被控訴人の主張

(ｱ) a　しかしながら，原審における被告最終準備書面第４の２(3)ア（６０ないし６２ページ）で述べたとおり，計画規模の考え方について，昭和３３年の河川改修着手時点においては，既往最大主義に基づき，既往実績の最大洪水である昭和３１年８月の実績洪水対応とされていたが，昭和３９年に新河川法が施行され，洪水計画では年超過確率や地域の重要度といった概念・要素が取り入れられ，洪水計画の策定に当たっては，洪水時の河川流量の時間的変化（ハイドログラフ）によって表現される妥当な規模の基本高水を河川の基準地点において決定し，これを河道及びダムや遊水地に合理的に配分して各地点の計画高水流量を定めるようになった。

b　こうして，長崎県は，昭和３１年８月の実績洪水に対応して，昭和３３年から実施した中小河川改修事業において，基準地点山道橋における計画高水流量を１０３０立方メートル／秒（河口で１０６５立方メートル／秒）と定めていたが，その後に生じた昭和４２年７月洪水を踏まえ，昭和５０年時点において，基準地点山道橋における基本高水のピーク流量を１３９０立方メートル／秒，野々川ダムと石木ダムの洪水調節による流量低減により計画高水流量を１０２０立方メートル／秒とし，計画規模を１／１００と設定したものである。

その後も，長崎県は，昭和５２年に制定された技術基準ないし平成

５年に作成された工実の手引きに基づき，河川の重要度の評価指標や他河川とのバランス等を総合的に考慮して昭和５０年当時に設定された計画規模の妥当性を評価し，川棚川においては，平成９年に計画規模１／１００，基準地点山道橋における基本高水のピーク流量１４００立方メートル／秒，計画高水流量１０２０立方メートル／秒とする工事実施基本計画について，建設大臣（当時）の認可を得た（乙Ａ第１５号証・２－３の２及び３ページ）。

そして，長崎県は，前記(1)イ(ｲ)ｂ（５５ページ）で述べたとおり，平成１７年に川棚川水系基本方針を策定する際，平成１１年に策定された長崎県評価指標に基づき，計画規模を１／１００と設定したものである。

ｃ　したがって，長崎県は，河川法の改正により，洪水計画では年超過確率や地域の重要性といった概念・要素が取り入れられ，更には全国的な基準である技術基準や工実の手引き等が作成されたことを受けて，過去の洪水被害等をも考慮した上で，昭和３１年８月の実績洪水対応とされていた川棚川の治水計画を，計画規模１／１００と設定したものであり，その判断は適正である。

そして，前記(1)イ(ｲ)ａ（５４ページ）で述べたとおり，長崎県評価指標に基づき計画規模を設定するに当たっては，評価項目に合致するか否かのみならず，過去に大規模な洪水被害を受けている場合等には流域の状況を総合的に判断して決定するものとされているから，原判決が，川棚川における過去の４度の洪水被害当時の流域の状況等を考慮した上で，川棚川の計画規模を１／１００と設定したのは不合理とはいえない旨判示したのは正当である。

(ｲ) また，原審における被告第６準備書面第２の３(2)（７ページ）で述べたとおり，川棚川の築堤河道部分は，田園地域のみならず，江川橋下

流左岸部の都市部にも存在しており，基準地点山道橋から江川橋間の右岸部及び江川橋下流右岸部において，堤内部（背後地）の住宅や商業施設の地盤高が計画高水位の高さよりも低い所が存在するため，川棚川の洪水氾濫等によって浸水する可能性が認められる。これらの事情に照らすと，川棚川を，中小河川の手引きに参考として示された別表を用いたとしても「一般都市域を流域とする築堤河道の河川」に相当する計画規模１／１００と設定するのが合理的であるといえる。

原判決も，控訴人らのいうように築堤河道部分がわずかであると認定していないし，一般都市域と一般住居区域の区別を主観的に行うとしたところもなく，むしろ，川棚川流域の人口分布，市街化の進行状況，築堤河道部分の背後地に人家が立ち並んでいることなどの客観的な事情を踏まえて，本件の計画規模が「一般都市域を流域とする築堤河道の河川」に該当する１／１００としたことが中小河川の手引きに矛盾しない旨正当に判示した（１０６ページ）のであり，控訴人らは原判決の評価を誤っているといわざるを得ない。

さらに，前記１(2)イ（４９ページ）で述べたとおり，計画された立案が技術基準等資料と積極的に合致していることが必要であるとする控訴人らの主張は，独自の見解に基づくものであり，技術基準等に積極的に合致しない河川計画が合理的であるとは推定されないとする控訴人らの主張は，何ら理由がない。

(ｳ) 以上より，原判決の判断は正当であって，控訴人らの前記アの主張は，従前の計画規模１／３０に合理的理由なく拘泥した主張であり，あるいは，原判決に対する評価を誤ったものといえ，理由がない。

(3) 長崎県評価指標は工実の手引き等を踏まえて適正に策定されたものであり，長崎県知事の合理的な裁量権行使の範囲内であること

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，長崎県評価指標が工実の手引きの示す下限値を採用しなかったことに合理性がないとはいえない旨判示した（同１０７ページ）のに対し，長崎県評価指標と工実の手引きが示す指標との間には極端な差があり，原判決はこれを合理的に説明できておらず，長崎県評価指標に合理性を認めた原判決の判断は誤りである旨主張する(控訴理由書(その２）第２の３(4)イ・１４ないし１６ページ)。

イ　被控訴人の主張

(ｱ) しかしながら，前記(1)イ(ｳ)（５６ページ）で述べたとおり，各都道府県が，全国的な基準である工実の手引きや中小河川の手引きを踏まえて評価指標を作成するに当たっては，当該都道府県の地理的特性等を考慮する必要があり，河川管理者である各都道府県知事の合理的裁量に委ねられていると解すべきである。

そして，原審における被告最終準備書面第４の２(1)（５６及び５７ページ）で述べたとおり，長崎県は，佐賀県との隣接部を除いて三方を海に囲まれ，山岳丘陵が海まで迫る急峻な地形となっていることから，長崎県の二級河川は，全て流域面積が２００平方キロメートル未満の中小河川であり，山から海までの距離が短く，しかも急勾配であるため，豪雨が降ると短い時間で増水し，降雨がやむと短い時間で減水することから，しばしば洪水と渇水を繰り返すといった特徴がある。そのうち，川棚川の流域は，地形的に山が迫り，流路延長が短く川幅も狭いことから，これまで，梅雨期や台風期には幾度となく被害を受けており，河床掘削や築堤，野々川ダムの建設等様々な治水対策を行ってきたが，その後も，平成２年７月の洪水被害を受けたことから，治水対策が喫緊の課題となった。そこで，長崎県知事は，河川管理者として，平成１７年に川棚川水系基本方針を策定，その後，平成１９年に川棚川整備計画を策定し，平成２１年にこれを変更したものである。

(ｲ) また，前記(1)イ(ｱ)（５３ページ）で述べたとおり，長崎県評価指標は，全国的な基準である工実の手引きや中小河川の手引きにおける評価項目を踏まえながらも，前記(ｱ)で述べた地理的特性や過去の災害履歴等を総合的に考慮することとしており，適正に定められている。そして，川棚川の計画規模は，長崎県評価指標における評価指標を当てはめるとともに，県内の他河川とのバランス及び過去の災害等を考慮した結果，１／１００と設定されたものであり，適正な計画規模であるといえる。

(ｳ) したがって，長崎県評価指標は，河川管理者として長崎県知事が適正に定めたものであり，裁量権行使の範囲内と認められ，合理的である。

長崎県評価指標に合理性があるとした原判決の判断は正当であり，控訴人らの前記アの主張には理由がない。

(4) 長崎県評価指標の評価項目である想定氾濫区域を算出するに当たり，昭和５０年当時の河道状況を用いたことは適正であること

ア　控訴人らの主張

(ｱ) 昭和５０年当時の河道状況を使用したことの合理性について

控訴人らは，原判決が，想定氾濫面積の算定に当たり昭和５０年当時の河道状況を用いたことが明らかに不合理であるとはいえない旨判示した（１０８及び１０９ページ）のに対し，事情の変化によって当初の計画を履行できなくなる可能性があることは，想定氾濫面積以外の数値であっても同様であり，原判決の理屈を一貫するのであれば，その他の数値も昭和５０年時点のものを基礎とすべきであるが，長崎県は想定氾濫面積以外の評価項目（氾濫面積内の宅地面積，人口，資産額，工業出荷額）は平成１７年の直近の統計データを使用しており，矛盾している旨主張する（控訴理由書（その２）第２の３〔「３」が８ページと１６ページの二つあるが，二つ目の「３」を指す。以下同じ。〕(1)イ(i)・１７及び１８ページ)。

(ｲ) 河道断面が昭和５０年当時のものか否かについて

また，控訴人らは，長崎県の資料によると改修前の河道では流下能力が１／２を下回っている区間さえあるが，現実には数年おきに洪水が発生する状況にはなっていないこと，長崎県には河川改修の経過を記録した工事台帳が存在しておらず，昭和５０年当時の原始河道であることを裏付ける資料が残っていないこと，昭和５０年時点の航空写真から控訴人らが推定した当時の河道幅と長崎県から開示された原始河道の河道幅を算出して比較したところ，最大３３m，倍率にして１．４倍から２．２倍の範囲で差が生じていることが判明したこと（甲C第３０号証）を挙げて，氾濫シミュレーションの基礎とした河道が昭和５０年当時のものであるとは認められない旨主張する（控訴理由書（その２）第２の３(1)イ(ii)・１８及び１９ページ)。

(ｳ) 平成１７年の想定氾濫面積等を県評価指標に当てはめた場合の計画規模について

そして，控訴人らは，原判決が，平成１７年の想定氾濫面積等を県評価指標に当てはめた場合に，結論として計画規模を１／１００とすることが不合理であるということはできない旨判示した（同１０９ページ）のに対し，平成１７年の想定氾濫面積等を県評価指標に当てはめた場合の計画規模は１／５０であり，これを１／１００に変更するためには特段の事情が必要であるが，原判決の指摘する「川棚川の過去の洪水被害」はかかる事情には当たらない旨主張する（控訴理由書（その２）第２の３(2)イ・１９及び２０ページ)。

イ　被控訴人の主張

(ｱ) 昭和５０年当時の河道状況を使用したことが合理的であること

しかしながら，前記２(2)（５０ページ）で述べたとおり，想定氾濫区域の算出について，長崎県は，昭和５０年度から一連の事業として河

道整備とダムとの最適な組合せによる治水対策を進めてきたことから，平成９年１１月に策定された川棚川水系工事実施基本計画において，昭和５０年当時に測量した河川横断図をデータ化した断面図（乙Ｃ第１６号証）及び河川縦断図を用いて想定氾濫区域を算出しており，かかる手法は中小河川の手引きの手順に沿うものである。

また，原審における被告第４準備書面第２の３(1)イ（９ページ）で述べたとおり，「河川整備基本方針策定における計画規模設定の基本的な考え方」（甲Ｃ第１４号証）における現況及び将来での評価とは，想定氾濫区域内の資産の状況変化に応じて評価されるべきことであり，現況の河道によるべきとされているわけではない。

したがって，事業着手時点の昭和５０年当時の河道状況を使用したことは合理的であるといえる。

(イ) 使用した河道断面は昭和５０年当時のものであること

川棚川においては，昭和５０年から平成２年７月の洪水時までの間に，氾濫するような大きな降雨の記録はないものの，１５年間と短い期間内には，必ずしも確率どおりに雨が降るとは限らない。したがって，流下能力が１／２を下回っている区間がありながら数年おきに洪水が発生する状況になっていないことは，河道断面が昭和５０年当時の原始河道であることを否定する理由にはならず，控訴人らの主張は根拠に欠けるというべきである。

また，控訴人らは，甲Ｃ第３０号証を用いて昭和５０年時点の航空写真から控訴人らが推定した当時の河道幅と長崎県から開示された原始河道の河道幅を算出して比較したとするが，そもそもその使用する航空写真の縮尺の正確性には疑義があり，算出結果の正確性を裏付けるものは見当たらない。

そして，原審における被告第６準備書面第２の５(2)（９ページ）及

び７(4)（１１ページ）で述べたとおり，氾濫シミュレーションの基となった河道は，昭和５０年当時に測量した河川縦断図ないし横断図を基にデータ化したものであるから正確であり，長崎県で作成している工事台帳に河川縦横断図の記載はなく検証できないからといって，その信用性が疑われるべきわけではないから，この点においても控訴人らの主張は根拠に欠ける。

したがって，氾濫シミュレーションの基礎とした河道が昭和５０年当時のものであるとは認められないとの控訴人らの主張は，根拠に欠けるものであり，失当である。

(ｳ) 平成１７年の想定氾濫面積等を県評価指標に当てはめた場合の計画規模が１／５０であるとする控訴人らの主張に理由がないこと

さらに，原審における被告第６準備書面第２の４(2)（８及び９ページ）で述べたとおり，控訴人らが主張する川棚川の浸水想定区域は，河川整備計画策定の検討過程で上下流の資産を確認するために平成１８年当時の河道状況を基に氾濫シミュレーションを実施したものであり，計画規模を設定するための想定氾濫区域の算出とは全く異なるものである。そのため，控訴人らが平成１８年当時の河道状況を基に氾濫シミュレーションを実施した結果として算出された数値を当てはめて計画規模は１／５０であるとする控訴人らの主張は，その前提を誤っている。

ウ　以上のとおりであるから，長崎県評価指標の評価項目である想定氾濫区域を算出するに当たり，昭和５０年当時の河道状況を用いたことは適正といえ，原判決の判断は正当であり，控訴人らの主張には理由がない。

(5) 小括

以上より，川棚川の計画規模を１／１００と設定した川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画は適正であり，その判断が合理性を欠くとはいえないとした原判決の判断は正当である。

4　川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画における基本高水のピーク流量は，技術基準等に基づき，適切な資料を基に検討した上で適正に設定されていること

(1) 対象降雨の選定は適切に行われており，洪水到達時間を３時間と設定したことは合理的であり，１時間あたりの雨量（降雨強度）の年超過確率を検討する必要はないこと

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「流出ピークに大きく影響を及ぼす要素である洪水到達時間の中で，更に原告らの主張するように１時間当たりの雨量を抜き出して考慮すべき合理的な理由は見当たらない。」旨判示した（１１６ページ）のに対し，「前提として洪水到達時間を３時間としていること自体に何らの合理性もない」とした上で，原審における浦瀬俊郎証人（以下「浦瀬証人」という。）の証言によれば，長崎県が，本件事業計画の検討に際して，想定降雨の場合，洪水到達時間を約１時間として検討してきたことは証拠上明らかであり，そのような検討が長崎県においてなされたことは，特に争いのない事実であるなどと主張する（控訴理由書（その２）第３の１ア及びイ・２１ないし２３ページ）。

また，控訴人らは，「昭和４２年７月９日型豪雨にて想定する降雨分布の場合に，現に予想される洪水到達時間が約１時間である。」とした上で，洪水到達時間を１時間とすることを前提に，想定する基本高水のピーク流量の生じる確率を算定すべきであり，かかる実質的な判断をして初めて合理性のある治水計画か否か，計画規模との齟齬の有無が確認できるなどとして，現実的な洪水到達時間である１時間あたりの雨量（降雨強度）の年超過確率を検討する必要性は十分あり，そのことは証拠上明白であるなどと主張する（控訴理由書（その２）第３の１イ・２１ないし２３ページ）。

その上で，控訴人らは，川棚川における洪水到達時間を算定するに当た

り，長崎県が用いたピーク時差による方法，重心法，等流流速法，クラーヘン式による方法の４つの手法は，単に洪水到達時間を長く引き伸ばすために，非現実的な洪水到達時間の算定を意図的に行ったものであり，何ら合理的根拠はなく，それらしい計算を行っただけである旨主張する（控訴理由書（その２）第３の１ウ・２３ないし２５ページ）。

イ　被控訴人の主張

(ｱ) 対象降雨の選定は，技術基準及び中小河川の手引きに沿って適切に行われており，洪水到達時間を３時間と設定したことは合理的であること

a　原審における被告最終準備書面第４の２(4)ア及びイ（７０ないし７８ページ）で述べたとおり，長崎県は，川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画を策定するに当たり，技術基準及び中小河川の手引きに沿って適切に対象降雨を選定し，基本高水のピーク流量を設定している。

控訴人らの前記アの主張を受けて，基本高水のピーク流量の設定に関して必要な範囲で述べると，以下のとおりである。

(a) 技術基準によれば，対象降雨は，降雨量，時間分布及び地域分布の３要素で表すとされ，降雨量は，計画規模により規模を定め，さらに，降雨継続時間を定めることにより，決定するものとされているところ，降雨継続時間については，「流域の大きさ，降雨の特性，洪水流出の形態，計画対象施設の種類，過去の資料の得難さ等を考慮して決定する」ものとされる（乙Ｃ第１号証５ページ）。また，時間分布及び地域分布について，技術基準によれば，「既往洪水等を検討して選定した相当数の降雨パターンについて，その降雨量を計画の規模によって定めた規模に等しくなるように定めるものとする。」（同号証５ページ）とされており，同解説によると，「その（引用者注：降雨の）引き伸ばし率は２倍程度にする場合が多い。」と

されている（乙Ｃ第３号証３２ページ）。

また，中小河川の手引きによれば，「各河川の規模，洪水調節施設の有無等の特性を十分に考慮し，適切な引伸ばし方法を選択する必要がある」とされ，実績降雨の引伸ばし方法には，Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型引伸ばしの３つの方法があり，そのうちⅢ型引伸ばしの方法は，「計画降雨継続時間内雨量と洪水到達時間内雨量を計画確率年に相当する雨量の値に引伸ばす」（乙Ｃ第２号証３９及び４０ページ）とされている。

(b) 長崎県は，川棚川において，その流域面積が８１．４平方キロメートルと１００平方キロメートル未満の小流域であり，また，洪水調節施設が想定されていることから，Ⅲ型引伸ばしによることとした。

その降雨継続時間については，昭和２２年から平成１５年までの，一雨降雨として抽出された降雨のうち，総雨量の大きい順に年数分（５７か年）の降雨を対象として，降雨継続時間の頻度分布を調べた結果，２４時間程度あれば，ほぼ全て（８７．７パーセント）の実績降雨の降雨継続時間を包絡でき，また，主要洪水１２洪水全てについて，２４時間雨量により総雨量を包絡できることから，計画降雨継続時間を２４時間としたものである。また，洪水到達時間を算定するに当たっては，流域面積の大きさ，実績降雨継続時間等を考慮し，①ピーク時差による方法（降雨のピークと基準点流量のピークの時差から洪水到達時間を求める方法），②重心法（ハイエトグラフの重心の時刻と基準点流量のピークの時差から洪水到達時間を求める方法），③等流流速法（流域最遠点から流路への流入時間と等流計算流速から計算される基準点までの流下時間により洪水到達時間を求める方法），④クラーヘン式による方法（流域最遠点か

ら流路への流入時間と流路勾配によって定められた洪水伝播速度から計算される基準点までの流下時間により洪水到達時間を求める方法）の４手法（乙Ａ第４号証２－４・Ⅱ－３４ないし４７ページ）により算定した結果，川棚川では，①ピーク時差による方法で平均約３．１時間，②重心法で平均３．８時間，③等流流速法で１．９時間，④クラーヘン式による方法で２．８時間と，ピーク流量の到達時間が２から３時間程度であることから洪水到達時間は３時間としている（乙Ａ第１５号証２－３－１・５３ページ）。

その上で，降雨量の算定に当たっては，川棚川流域に観測所を設置した昭和６１年から平成６年までのデータについて，近隣の佐世保観測所の日雨量と川棚川流域の各観測所の日雨量との相関解析により求めた０．９４という指数を用いて，昭和２２年から平成６年までの佐世保観測所の日雨量に乗じ，２４時間雨量４００ミリメートル，３時間雨量２０３ミリメートルと算出している。

(c) そして，長崎県は，これらを踏まえ，時間雨量が記録されている昭和２２年以降に発生した洪水のうち，２４時間雨量２００ミリメートル以上（年超過確率１／１００である２４時間雨量４００ミリメートルの半分）の洪水は１２洪水あり，そのうち，洪水到達時間の３時間雨量の引伸ばし率が２倍を大きく上回った３洪水を除外した９洪水を実績降雨群に選定し，これらをⅢ型引伸ばしにより引き伸ばし，貯留関数法（乙Ａ第４号証２－４・Ⅱ－７８ないし９３－１ページ）により流出計算を行った結果，基準地点山道橋における流量は，昭和４２年７月９日洪水型が最大の流出量となったことから，同洪水を対象降雨に選定し，基本高水のピーク流量を１４００立方メートル／秒と設定したものである。

(d) このように，基本高水のピーク流量の設定に至る一連の過程は，

技術基準及び中小河川の手引きにのっとっており，合理的理由に基づくといえる。原判決も証拠に基づき上記のとおり認定し（１１２ページ），正当に判示しているのであり，洪水到達時間を３時間とすることに何ら合理性はないとする控訴人らの主張には理由がない。

b　また，控訴人らが，浦瀬証人の証言によれば，長崎県が，洪水到達時間を約１時間として検討してきたことは証拠上明らかであるなどとする点は，控訴人らが浦瀬証人の証言の一部を取り上げて都合良く解釈したものにすぎない。

すなわち，浦瀬証人は，控訴人らが，昭和４２年７月９日型降雨のハイドログラフ（甲Ｃ第２６号証・Ⅱ－５１ページ）を用いて，貯留関数法で算出した同グラフによれば，午後０時頃から午後１時頃に最大雨量となり，午後１時頃から午後２時頃に基準地点山道橋においてピーク流量に到達していることは読み取れることを確認したことから，その旨証言した（浦瀬証人調書速記録１９１ないし１９４項，２０１項）にすぎず，また，浦瀬証人は，そもそも１時間で検討するものではなく，洪水到達時間が３時間であると明言しており（同速記記録２２２項），上記の１時間は引き伸ばしを行う前の時間差であることを考慮すると，これをもって，長崎県が洪水到達時間を約１時間と検討したとは到底いえない。

そのことは，浦瀬証人が，基本高水のピーク流量を設定するに当たり，技術基準及び中小河川の手引きに沿って対象降雨を選定し（浦瀬証人調書反訳書・１１ないし１４ページ），川棚川においては洪水到達時間を３時間と設定している（同速記録１５６項）ところ，洪水到達時間の設定に際して川棚川では４ケースほど検討し，それを平均して３時間としている（同１９８項）などと前記ａで述べた内容に沿う

証言をしていること，控訴人らが，昭和４２年７月９日型降雨のハイドログラフを用いた質問に対する浦瀬証人の上記証言を踏まえて，川棚川の洪水到達時間が３時間ではないことがはっきりしていたのではないかと質問したのに対し，「いいえ，してないです。到達時間の検討は，いろんなやり方をやってまして，その中でもばらつきがございます。その中で，３時間ということを決めております。」（同２０２項）と証言し（これは，上記(b)記載の４手法を指すものと解される。），さらに，実際に想定した洪水到達時間は１ないし２時間ではないかと質問したのに対しても，「違います。」（同２０３項），「（引用者注：１時間雨量の年超過確率を評価）する必要がないということでございます」（同２５１項）などと証言していることからも明らかなように，控訴人らの示したハイドログラフに基づき川棚川の洪水到達時間を検討した事実はなく，洪水到達時間を１時間と設定して検討した事実もなければその必要もないことを明確に証言しているのである。

したがって，控訴人らの主張は，浦瀬証人の証言の一部を取り上げて自己に都合の良い解釈をしているにすぎず，何ら理由はない。

(ｲ) １時間当たりの降雨強度を検討する必要がないこと

原審における被告最終準備書面第４の２(4)ウ(ｲ)ないし(ｵ)（７９ないし８２ページ）で述べたとおり，対象降雨については，全国的な基準である技術基準及び中小河川の手引きにおいて，その選定等の方法が示されているのであるから，これらに沿って選定されるべきであり，１時間当たりの降雨強度を用いるという控訴人らの主張は，技術基準及び中小河川の手引きに対する誤った解釈に基づくものである。

(ｳ) 小括

以上のとおりであり，原判決も第３章第２の２(3)イ(ｲ) a 及び b （１１２ないし１１５ページ）のとおり認定した上で，一連の算定方法は，

「技術基準，技術基準解説及び中小河川の手引きに記載された方法に従った一般的なものであり，不合理な点があるということはできない」（１１５ページ）と正当に判示しているのであって，対象降雨の選定の際に１時間当たりの降雨強度を用いるべきとした上で洪水到達時間を１時間とする控訴人らの前記アの主張は，技術基準及び中小河川の手引きに対する誤った解釈により原判決の判断及び被控訴人の主張を論難するものであり，何ら理由がない。

(2) 長崎県が想定する基本高水のピーク流量１４００立方メートル／秒となる降雨が生ずる確率は５００年から１０００年に一度であるとする控訴人らの主張は理由がないこと

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，前記(1)アのとおり，「昭和４２年７月９日型豪雨にて想定する降雨分布の場合に，現に予想される洪水到達時間が約１時間である。」として想定する基本高水のピーク流量の生じる確率を算定すべきであるとの主張を前提とした上で，「起業者長崎県が想定する基準点における１４００㎥／秒との基本高水流量となるような降雨が生じる確率は５００～１０００年に一度に止ま」り，計画規模の確率（１００年に一度）との乖離が著しく，治水計画そのものに合理性がないことは明白であるなどとし，この点については被控訴人が一切反論しておらず，争いのない事実と考えるべきであるところ，原判決がその事実を判断の基礎としていないこと自体が，実質的な審理を回避していることを端的に裏付けるものである旨主張する（控訴理由書（その２）第３の２・２５ページ）。

イ　被控訴人の主張

しかしながら，原審における被告最終準備書面第４の２(4)ウ(イ)ないし(オ)（７９ないし８２ページ）で述べたとおり，対象降雨の選定は全国的な基準である技術基準及び中小河川の手引きに沿って検討されるべきであ

り，洪水到達時間を３時間と算定したのは合理的であるから，控訴人らが，「昭和４２年７月９日型豪雨の分布であって初めて想定する基本高水流量となるのであるから，かかる降雨分布を前提とした洪水到達時間を前提として想定する基本高水流量の生じる確率を算定すべき」などとして，洪水到達時間を１時間と設定することを前提に超過確率が１／５００ないし１／１０００となるとする前記主張は，技術基準及び中小河川の手引きに対する誤った解釈により原判決の判断及び被控訴人の主張を論難するものであり，何ら理由がない。

また，被控訴人は，原審における被告第２準備書面第３の１ないし３（１８ないし２６ページ）及び同第６準備書面第３の４(2)（１５ページ）において，川棚川の計画規模については，降雨量の年超過確率で評価することとしており，その降雨量は，降雨継続時間となる２４時間雨量と洪水到達時間の３時間雨量をⅢ型引き伸ばしの方法により計画規模１／１００に相当する雨量に引き伸ばすこととなり，その結果，２４時間雨量が４００ミリメートル，３時間雨量が２０３ミリメートルとなる旨繰り返し述べて，控訴人らの主張するように，基準地点山道橋において１４００立方メートル／秒の基本高水のピーク流量となるような降雨が生じる確率が５００年から１０００年に一度とすることにはならないことを反論している。

したがって，そのことが争いのない事実とすべきであるとする控訴人らの主張についても，何ら理由はないものというべきである。

(3) 川棚川水系基本方針に基づき，将来的には石木川合流点より上流部についても計画規模１／１００で整備することとしていること

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，仮に基本高水流量として設定された流量となるような豪雨が発生したとしても，石木川合流地点よりも上流の地点で，洪水が越流してしまうため，石木川合流地点より下流にある基準点において，基本高水

のピーク流量として設定された流量となることはなく，結局のところ，起業者が想定するような流量は現実的に生じえないなどとして，本件事業による治水の必要性がないことは証拠上明らかである旨主張する（控訴理由書（その２）第３の３及び４・２５及び２６ページ）。

イ　被控訴人の主張

しかしながら，原審における被告最終準備書面第４の２(6)イ（８６及び８７ページ）で述べたとおり，川棚川水系基本方針の最終目標は，上流から下流まで全ての区間にわたり，計画規模１／１００の降雨による洪水を既存の野々川ダムと河道整備及び石木ダム建設で安全に流下させることであるが，川棚川については，他の中小河川と比較して河道改修区間が長く，財政的制約から全区間を川棚川整備計画の整備期間内に整備することができないため，石木川合流点より上流と下流に分け，上流区間と下流区間の各資産を確認して，氾濫区域内の資産等が大きい下流区間から順に段階的な整備をすることとし，石木川合流点より上流区間については，現在の流下能力が１／３０ないし１／１００であることから，現在の川棚川整備計画の計画規模は１／３０としつつ，将来的には川棚川水系基本方針の計画規模１／１００で整備することとしているのである。

そして，この点については，原判決も，技術基準解説を踏まえて，下流域から先行して計画規模を引き上げることが不合理とはいえない旨正当に判示している（１１１及び１１２ページ）。

したがって，起業者が想定するような基本高水のピーク流量が基準地点山道橋において現実的に生じえないとして，本件事業による治水の必要性がないとする控訴人らの主張は誤っている。

５　川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画において計画高水位が適正に設定されており，堤防の余裕高を１メートルと設定したことが適正であること

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，長崎県が「工実計画において設定し，川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画が踏襲した計画高水位を前提としたことは，技術基準及び技術基準解説に沿うものであり，不合理なものとはいえない」とした上で，河川管理施設等構造令２０条１項及び同構造令の解説書（乙Ｃ第１３号証）によれば，「１ｍの余裕高を設けた県の判断が不合理なものということはできない」と判示する（１２０及び１２１ページ）とともに，堤防高が不足する区間は堤防嵩上げ又は河道掘削で対応できるとの控訴人らの原審における主張を，「洪水をできるだけ低い水位で流すという治水の大原則に反」し，「河道の縦断形についての留意事項について考慮した現実的なものであるということはできない」として排斥したのに対し，原判決が控訴人らの主張する「（現地調査から長年，事業認定申請がされなかった石木ダム事業が）不要な事業であることを端的に示す歴史的事実」を全く検討していない点，計画高水位を変更することなく河道掘削で対応可能であるとの控訴人らの主張に対して治水の大原則という一般論は当てはまらないにもかかわらずこれを用いた点で誤っており，また，控訴人らの主張する堤防嵩上げ又は河道掘削の代替案が現実的でないとする理由を明らかにしておらず，裁判所の判断の体をなしていない旨主張する（控訴理由書（その２）第４の２(1)・２８及び２９ページ）。

(2) 被控訴人の主張

ア　計画高水位が適正に設定されたこと

原審における被告最終準備書面第４の２(5)ア(ｲ)（８３及び８４ページ）及び同イ(ｱ)及び(ｲ)（８５及び８６ページ）で述べたとおり，計画高水位は，技術基準等に基づき，左右岸の堤内地盤高，既往洪水の最高水位等を勘案して，計画高水流量を安全に流下させることができるように，各地点の計算水位を包絡するように直線近似で設定している。また，既に工事実施基本計画や河川改修計画により既往の計画高水位が設定されている場合

には，堤防高や橋梁の桁下高，支川の河道計画や内水処理計画など現状を踏まえ，計画高水位を踏襲するのが一般的であるとしている。

そして，川棚川水系では，工事実施基本計画において，左右岸の堤内地盤高，既往洪水の最高水位等を勘案して計画高水位を設定し，堤防や各種構造物が築造されているため，この計画高水位を踏襲することとしており，基準地点山道橋の基本高水のピーク流量１４００立方メートル／秒に対する野々川ダムによる調節後の流量が基準地点において１３２０立方メートル／秒であること，及び河道の流下能力が１０２０立方メートル／秒であることを考慮して，川棚川整備計画における計画高水流量を１１３０立方メートル／秒と適正に設定している。

この点については，原判決も，長崎県が工実計画において計画高水位を設定し，川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画が踏襲したことを前提としたのは不合理なものとはいえない旨正当に判示しているところである（同１２０ページ）。

イ　川棚川の堤防の余裕高を１メートルと設定したことが適正であること

(ｱ) 前記(1)における控訴人らの「堤防余裕高は法令上要求されるものではない」との主張は，川棚川については堀込河道の場合の余裕高の特例（河川管理施設等構造令２０条１項ただし書）の適用がある旨主張していると解されるところ，原審における被告最終準備書面第４の２(5)ア(ｳ)（８４及び８５ページ）で述べたとおり，改定解説・河川管理施設等構造令（乙Ｃ第１３号証）によると，「この場合（引用者注：上記ただし書が適用される場合）の堤防の高さについては，背後地の状況や上下流又は対岸の堤防の高さ等を考慮のうえ決定する。」とされ，中小河川を中心とした運用例の紹介において，「背後地が人家連担地域である場合には，計画高水流量に応じ所定の余裕高を確保することが多い。」（同号証１１６ページ）とされている。

(ｲ) また，原審における被告最終準備書面第４の２(5)ア(ｳ)（８４及び８５ページ）及び同イ(ｳ)（８６ページ）で述べたとおり，川棚川の下流部及び上流部は背後地が人家連担地域であること及び築堤区間が存在するため，河川管理施設等構造令に基づく余裕高を計画高水位に加算することとし，川棚川の河口から石木川との合流地点までの間の計画高水流量（１１３０立方メートル／秒から１１７０立方メートル／秒）が，河川管理施設等構造令に示されている余裕高１メートルの範囲内（５００立方メートル／秒以上２０００立方メートル／秒未満）にあることから，余裕高は１メートルと設定したものである。

(ｳ) 他方，河道掘削案に関しては，原審における被告第２準備書面第４の４(4)（４２及び４３ページ）で述べたとおり，技術基準において，「河道の縦断形は，（中略）河道の横断形と関連させて堤内地盤高，河川環境，河床の安定，経済性等を考慮して定めるが，一般には現況河道の縦断形を重視して定めるものとする。」（乙Ｃ第１５号証４ページ）とされ，同解説において，「河床の掘削は，河口部が堆積空間であることから，その維持管理に困難をきたす場合があるので極力避けるものとし，やむを得ない場合には十分な対策を考慮する必要がある。」（乙Ｃ第１１号証１３３ページ）とされているところ，川棚川において河道掘削案を採用する場合，河床の安定が図られず，大村湾の海底が高いために河床の維持管理に困難を来す上，河床に送水管が埋設されているために社会的な影響が大きいといった問題点があるのである。

(ｴ) そして，原判決は，川棚川の堤防の余裕高につき，前記(ｱ)及び(ｲ)で述べたのと同様に，河川管理施設等構造令及びその解説書である改定解説・河川管理施設等構造令を踏まえて正当に判示したものである。さらに，原判決は，控訴人らが主張する河道掘削案が河道の縦断形に関する留意事項を考慮していないとする点についても，技術基準解説を引用し

つつ指摘しており（原判決１２１ページ），その判断に誤りはない。

ウ　小括

したがって，控訴人らの前記(1)の主張には理由がない。

6　計画高水を決定する過程で治水代替案について適切に検討していること

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，「県が本件事業の代替案として検討した河道改修案（引堤案）（乙Ａ４〔２－４のⅡ－１９９頁〕）が，河床整正程度の掘削のみによった場合の不都合（河口部の河床維持の困難，河床に埋設された送水管，川棚川と石木川の河床高の整合性）について検討したもので，現実的，合理的なものということができる」と判示した（１２２ページ）のに対し，長崎県が本件事業を採用するに当たって検討した代替案は，いずれも，計画規模１／１００，基本高水流量１４００立方メートル／秒を前提とするものであり，既設の野々川ダムで調整した後の計画高水流量１３２０立方メートル／秒を流した場合における流下能力不足部分を補う形での実質的な代替案の検討がなされていない旨主張する（控訴理由書（その２）第４の２(2)・２９ページ）。

(2) 被控訴人の主張

しかしながら，原審における被告最終準備書面第４の２(7)イ(ｲ)ｂ及びｃ(a)（９１ないし９３ページ）で述べたとおり，長崎県が検討した河道改修案（引堤案）は，川棚川本川の流下能力が不足する区間について，最も現実的な河道改修方法（河床掘削＋引堤）により河道を改修する案である。

すなわち，河床掘削については，河床の安定性，旧計画河床高と最深河床高との関係及び環境負荷等に照らして，河床整正（掘削深の平均が６０センチメートル以内となる軽微な掘削）程度を限度に行うとともに，石木川において上流端まで引堤による河道改修を実施する結果，計画高水流量は，川棚川の基準地点山道橋において１３２０立方メートル／秒，石木川の石木橋地

点において３６０立方メートル／秒の流下能力を確保するという方法である。

したがって，長崎県が検討した河道改修案（引堤案）については，野々川ダムで調整後の計画高水流量１３２０立方メートル／秒を流した場合における流下能力不足部分を補う形での検討を行っているといえ，控訴人らの前記(1)の主張は何ら理由がない。

7　長崎県は川棚川水系基本方針及び川棚川整備計画を策定するに当たり，過去の洪水の原因分析を適切に行ったこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が，現在の河川法における治水対策は，一定の年超過確率の洪水を安全に流下させることを目的とするものであり，過去の洪水の原因が越流以外のものによるか否かが直ちに治水計画の合理性を左右するものとはいえず，このような分析が完了しなければ治水事業を行うことが許されないという関係にはない旨判示し，また，その点をおいたとしても，長崎県は過去の洪水に関する資料を収集し，被害状況を取りまとめるなどしており，平成２年７月２日洪水についても，当時の記録写真から，越流した洪水により浸水被害が拡大したことを確認しており，検討が不十分であるとはいえない旨判示した（１２２及び１２３ページ）のに対し，過去の水害の検討は石木ダムによって将来の水害を回避することができるか否かを検討する上で極めて重要であり，川棚町長が定例議会において，外水氾濫が主な原因ではなかったと結論付けているとした上で，川棚川の下流域の水害を防止するという石木ダム建設の目的を達成するためには，内水氾濫・支流氾濫対策こそ求められているにもかかわらず，長崎県がその点を何ら検証しておらず，事業認定庁も外水氾濫が過去の水害の原因であるとして判断したものであり，その点を看過した原判決は誤っている旨主張する（控訴理由書（その２）第４の２(3)・３０及び３１ページ）。

(2) 被控訴人の主張

ア　しかしながら，原審における答弁書第７の１(1)ア(ｵ)（８１及び８２ページ），同被告第２準備書面第４の３(2)（３３及び３４ページ）及び同最終準備書面第４の２(7)エ(ｴ)（１０５及び１０６ページ）で述べたとおり，平成２年７月２日洪水時の状況については，洪水後の痕跡調査や住民からの聞き取り調査，洪水時の記録写真，外水の形跡の写真（乙Ａ第１５号証５－１１の３７ページ以下）等の分析を実施しており，その結果，川棚川本川の洪水が計画高水位をはるかに超え，江川橋（川棚川に架かる川棚大橋から上流に向けて０キロ４００メートル）付近で川棚川本川の堤防から越水するとともに，川棚川右岸に流れ込む野口川（川棚川に架かる川棚大橋から上流に向けて０キロ６００メートル）等の支川に川棚川本川の水が逆流し，野口川等の支川の堤防から越水したことが認められ，江川橋周辺地域の浸水被害が拡大したのは，これらの洪水の越流によることが確認されている。

この点について，控訴人らが指摘し，川棚町長が定例議会において述べたとおり，栄町の浸水被害の直接の要因は，江川橋左岸上流にある排水樋管に逆流防止のゲートが設置されておらず，その穴から川棚川本川の水が逆流したことであるし，宿郷地域の浸水被害の直接の要因も，堤防を一部切り取って作られていた消防車進入路等から川棚川本川の水が逆流したことであるが，そもそも川棚川本川の水が計画高水位を超えなければ，洪水が逆流することはなく，上記の浸水被害が生じることはなかったのである。したがって，これらの浸水被害をもって，平成２年７月２日洪水の原因が内水氾濫であるとする控訴人らの主張は，平成２年７月２日洪水の根本的な要因を理解していないものといわざるを得ず，失当である。

イ　また，本件事業によって洪水時の川棚川の水位が低下すれば，支川から川棚川本川への水の流入量が増えるため，支川の氾濫等による被害の軽減

も期待されるのであり，支流の氾濫の可能性が考慮されていないとはいえず，また，河道断面，降雨量，河川水位の観測資料から既往洪水を検証し，流出解析の妥当性も確認していることから，洪水の原因分析がされていないともいえない。

なお，川棚川の治水対策は，平成２年７月２日洪水の実績規模ではなく，年超過確率１／１００の洪水規模を対象としており，既設の野々川ダムに加え，河道整備と石木ダム建設をすることで，計画規模１／１００の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることが可能となるのであることから，支川氾濫等の内水被害の軽減についても十分期待できるものであり，本件事業によっては内水氾濫を防ぐことはできないとする点についても，控訴人らの主張には理由がない。

ウ　以上のとおりであり，原判決も正当に判示するとおり，長崎県は，過去の洪水の原因を適切に調査，分析しており，平成２年７月２日洪水については，調査・分析の結果，外水氾濫によることを確認したものであるから，控訴人らの前記(1)の主張には何ら理由がない。

第６　費用便益比（Ｂ／Ｃ）について

１　費用便益比は公共事業評価における評価要素であり，事業認定処分の法２０条３号該当性判断においては１つの判断資料にとどまること

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは，費用便益比は，事業認定処分の要件である「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」（法２０条３号）の判断の基礎となるべき重要な判断要素である旨主張する（控訴理由書（その２）第５の１・３１及び３２ページ）。

(2) 被控訴人の主張

しかしながら，原審における答弁書第７の１(1)ウ(イ)（９３及び９４ペー

ジ）で述べたとおり，費用便益比の分析が重要な指標とするのは「公共事業評価」である（乙Ａ第３３号証６及び８ページ）。そして，公共事業評価は，起業者（事業実施者）が，公共事業の実施に係る意思決定に際して，かかる意思決定プロセスにおける透明性を向上するなどの観点から，自ら厳格に行うことが基本とされているものである（同号証２ページ）のに対し，事業認定処分は，事業認定庁が，起業者（事業実施者）の申請に係る事業が法２０条各号に定める要件に該当するかどうかという観点から行うものであり，公共事業評価と事業認定処分は，その趣旨や実施主体を異にするものであり，同列に論じることはできない。

そうすると，費用便益分析は，公共事業の価値を評価する一の重要な指標であるとはいえるものの，飽くまでも，現状において，一応の正確性をもって数字でシミュレーションすることが可能とされている限定された項目事項に関するものといわざるを得ず，土地収用法，法２０条３号の要件適合性の判断に際しては，一つの判断材料にとどまるものというべきである（東京高裁平成２４年７月１９日判決・裁判所ホームページ登載〔１３５ないし１３８ページ記載の判示〕）。

したがって，控訴人らの前記(1)の主張には理由がないというべきである。

２　平成２５年になされた本件事業認定処分の適否を判断するに当たり，平成２７年度に実施された長崎県公共事業評価を判断資料とせずに適法である旨判断した原判決に誤りはないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは，前記１(1)のとおり，費用便益比が重要な判断要素であるとした上で，原判決が費用便益比について適切に検討しておらず，その判断を誤っている旨主張する（控訴理由書（その２）第５の３・３２ページ）。

(2) 被控訴人の主張

しかしながら，事業認定庁の行った事業認定処分の適否を判断するに当た

っては，同処分時に存在していた事実等を基礎とすべきであることは，確立した判例法理であるといえ（最高裁昭和２７年１月２５日第二小法廷判決・民集６巻１号２２ページ，最高裁昭和２８年１０月３０日第二小法廷判決・行裁集４巻１０号２３１６ページ，最高裁昭和３４年７月１５日第二小法廷判決・民集１３巻７号１０６２ページ参照。この点は，前記第４の４(2)イ(ｱ)ａ〔４４ページ以下〕で述べたとおり，控訴人らも控訴理由書（その１）第２の１(1)ウ〔９及び１０ページ〕並びに控訴理由書（その２）第１の４〔６及び７ページ〕において異論がないと述べるところである。），事業認定庁による本件事業の法２０条３号適合性の判断がその裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものか否かを検討するに当たっても，処分後になされた事情を考慮要素とした費用便益分析を判断資料とすることはできないというべきである。

本件において，長崎県の公共事業評価は，外部の有識者からなる長崎県公共事業評価監視委員会の審議を踏まえて平成２７年度に実施されたものであるところ，同分析に当たっては平成２７年当時の最新の統計資料を用いており，平成２５年９月６日に告示された本件事業認定処分後の事情を加味して分析している。

そうすると，事業認定庁は，処分時までに判明している事情に基づき，事業の法２０条各号適合性を判断するのであるから，処分後の事情をも考慮要素として長崎県が実施した公共事業評価における費用便益分析（甲Ｃ第３１号証）をその判断資料とすることは，そもそも不可能であったといえる。

したがって，原判決において，本件事業認定処分の法２０条３号適合性を判断するに当たり，平成２７年度に実施された長崎県の公共事業評価における費用便益分析の検討結果を認定及び検討していないとしても，その判断に何ら誤りはない。

したがって，控訴人らの前記(1)の主張は何ら理由がない。

第７　本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られる公共の利益は，これによって失われる利益よりも優越していると認められること

１　控訴人らの主張

控訴人らは，東京地方裁判所平成３０年２月７日判決（判例時報２３７５・２３７６合併号２５５ページ。以下「福島原発訴訟東京地裁平成３０年判決」という。）を挙げ，同判決が，「従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住，家庭生活，家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」を「包括生活基盤」と称し，これが憲法１３条を根拠とする人格的利益であると判示しており，控訴人らが，「包括生活基盤」としてこうばる地区に住み続ける利益を有する旨主張する。

その上で，控訴人らは，本件事業により失われる利益として，「１３世帯約６０人という多くの人々が何世代にもわたって培って、受け継いできた包括生活基盤及びそれらの人々で形成されてきたコミュニティーや文化が不可逆的に消滅する」とし，「処分庁が失われる利益として検討したものは，環境影響評価及びその他調査の結果である野生動物，植物の検討と，文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地は存在しないことのみであ」り，裁量逸脱により違法であることは明らかであって，原判決は上記のとおり控訴人らに認められる権利・利益を十分検討しておらず，誤っている旨るる主張する（以上，控訴理由書（その２）第６の１ないし５・３７ないし４３ページ)。

２　被控訴人の主張（原審における答弁書第７の１(1)エ(ｲ)・９５及び９６ページ）

(1) 公共用地の取得に伴う損失補償の対象となるのは個人の所有権等の財産的価値そのものであり，控訴人らの主張する「包括的生活基盤」なる利益が含まれるものではないこと

ア　所有権等の財産的価値そのものは損失補償の対象となっており，権利自体の喪失に関してその他に特別の損害を受けるものではないこと

しかしながら，原審における答弁書第７の１(1)エ(イ)（９５及び９６ページ）で述べたとおり，本件事業の施行により起業地内に居住する移転対象者について，「公共用地の取得に伴う損失の補償を円滑かつ適正に行うための措置に関する答申」（昭和３７年３月２０日公共用地審議会）では，「…これらの補償（土地等の取得及びこれに伴う通常損失に対する補償）を適正に行うならば，生活権補償というような補償項目を別に設ける必要は認められず，公共の利益となる事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなる者がある場合には，必要により，生活再建の措置を講ずるようにすべきである。」（乙Ａ第３４号証２ページ）とされている。また，裁判例においても，「事業認定手続は，法２０条各号の要件に基づき審査するものであり，起業地に存する本件不動産につき所有権，共有権，賃借権等を有する被控訴人らは，本件事業によりその権利を喪失することになるが，（中略）権利を収用される被控訴人らはその損失に対し，法に基づく補償を受けることができ，このような権利自体の損失に関しては，その他の特別の損害を受けるものではない。」と判示されている（東京高裁平成１８年２月２３日判決・判例時報１９５０号２７ページ）。

そして，本件事業に関しても，直接収用の対象となる土地の権利者は，法に基づく補償の対象となっており，本件事業の施行により起業地内に居住する移転対象者に対する生活再建策として，起業者は，移転対象者の意向に応じた集団移転地の造成などを行うこととされ，また，住宅資金借入れ利子の助成等を行って，これらの者への配慮を行っているところである。

したがって，本件事業において，所有権等の財産的価値そのものは損失補償の対象となっており，このような権利自体の喪失に関しては，その他に特別の損害を受けるものではない。

イ　「包括的生活基盤」なる利益が，土地収用法の予定する損失補償を行ってもなお補償し得ないほど大きな利益として控訴人らに保障されるものとはいえないこと

(ア) 控訴人らが指摘する福島原発訴訟東京地裁平成３０年判決は，いわゆる東日本大震災を契機とした東京電力福島第一発電所の事故により避難生活を強いられた原告らが，財産的損害及び精神的損害を被ったなどと主張して損害賠償を請求した訴訟であると解される。そして，同訴訟において包括的生活基盤なる利益が主張されたのは，上記事故により，各地域に居住していた人々が，突然その生活の本拠を奪われ，各地域コミュニティ内の住民同士はもとより，家族であっても別々の場所で生活することを余儀なくされたことが背景にあるとうかがわれる。

しかるに，控訴人らは，本件事業によりそれぞれの生活する本拠を移転せざるを得なくなるものの，それは土地収用法に基づく事業認定手続及び土地収用手続という一定の期間を要する適法な手続によるものであって，土地収用法は，損失を補償した上であれば，収用される土地の所有者が同土地に居住している場合に，その生活の本拠を移転せざるを得なくなることを当然予定しているといえ，上記福島第一発電所の事故により，そもそも法令の定めがなく，損失の補償もなく突然に生活の本拠を奪われるなどした居住者とは事情を異にする。

そして，土地収用法が，収用される土地や建物の所有権，賃借権等が失われるのみならず，その所有者等が当該土地や建物に居住していた場合にその生活上の利益を含めて損失補償の対象としており，当該土地やその周辺地域を含めた生活上の利益が失われることを当然の前提としている以上，かかる利益を超えて「包括的生活基盤」なる利益が，土地収用法による損失補償では賄うことができないほど大きな利益として認められるとする理由はないというべきである。

したがって，福島原発訴訟東京地裁平成３０年判決が，上記事故により突然の避難生活を余儀なくされた人々に対して包括的生活基盤という利益を憲法１３条に基づく利益として認めているとしても，それが直ちに本件控訴人らに妥当するとはいえず，「包括的生活基盤」なる利益が，土地収用法の予定する損失補償を行ってもなお補償し得ないほど大きな利益として控訴人らに保障されると解することはできない。

この点につき，原判決も，本件起業地内において培ってきた生活が失われること等については，土地が収用される場合に当該土地上に建物を所有し居住する者において必然的に生じるものであり，土地収用法はこのような不利益を踏まえてもなお，必要がある場合には損失を補償して土地を収用することができると定めているから，かかる不利益を重視することはできない旨正当に判示しているところである（１２５ページ）。

(ｲ) また，控訴人らが指摘する札幌地方裁判所平成９年３月２７日判決については，少数民族である原告らに民族固有の文化を共有する権利が憲法１３条により保障されるとの判断を前提とするものであり，控訴人らに直ちに当てはまるものではない。

ウ　小括

したがって，公共用地の取得に伴う損失補償の対象となるのは個人の所有権等の財産的価値そのものであり，「包括的生活基盤」なる利益が含まれるものではなく，かかる利益が憲法１３条により保障されるとする控訴人らの主張には理由がない。

(2) 本件起業地が本件事業の用に供されることにより得られる公共の利益が，これにより失われる利益に優越すると認められること

事業認定庁が比較衡量の判断をするに当たっては，本来最も重視すべき諸要素，諸価値を不当，安易に軽視し，その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず，又は，本来考慮に入れ若しくは過大に評価すべきでない事項を過大に評

価し，このため判断が左右されたと認められる場合には，裁量判断の方法ないし過程に誤りがあるものとして違法になるものというべきである（前記東京高裁平成１８年２月２３日判決）。

本件においては，原審における答弁書第６の５(2)イ及びウ（７１ないし７４ページ）で述べたとおり，事業認定庁が失われる利益について検討したものは，環境影響評価及びその他調査の結果である野生動物，植物の検討と，文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地は存在しないことに限るものではなく，起業者が，本件事業の施行により起業地内に居住する移転対象者に対する生活再建対策として，移転対象者の意向に応じた集団移転地の造成や住宅資金借入れ利子の助成等を行っていることなども含まれている。

そして，原判決が正当に判示する（１２４ページ）とおり，控訴人らが収用地の近くに造成される集団移転地において，これまで培ってきたとする地域のコミュニティをある程度再現することも可能であるといえる。

したがって，これらの事情を検討しても，本件事業により失われる利益が大きいとはいえず，原判決が正当に判示する（１２６ページ）とおり，本件事業により得られるべき利益が非常に大きいといえることからすると，本件起業地が本件事業の用に供されることにより得られる公共の利益は，これにより失われる利益に優越していると認められる。

よって，事業認定庁が失われる利益として検討したものが野生動物及び植物の検討と文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地が存在しないことのみであり，裁量逸脱により違法であるとする控訴人らの主張には何ら理由がない。また，原判決が控訴人らに認められる権利・利益を十分検討しておらず，誤っている旨の控訴人らの主張についても，何ら理由はない。

第８　結語

以上のとおり，利水事業及び治水事業のいずれにおいても本件事業の必要性

が認められ，本件起業地が本件事業の用に供されることによって得られる公共の利益があり，これによって失われる利益よりも優越し，また，各代替案との比較においても，本件事業計画には合理性が認められるから，本件事業は，法２０条３号の要件を充足するといえるのであり，原判決が正当に判示するとおりである。

さらに，本件事業が法２０条４号の要件を充足することは，被控訴人が原審における答弁書第６の６（７７ないし７９ページ）で述べ，原判決も正当に判示するとおりである。

よって，事業認定庁が本件事業認定をした判断に裁量権の逸脱又は濫用はなく，本件事業認定は適法であって，控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないから，速やかに棄却されるべきである。

以　上